

平成 26 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 3 月 10 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 福田 修 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 発議第 10 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 2）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 発議第 9 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 1）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 議案第 1 号 東彼杵町基本構想の策定について

- 日程第 7 議案第 2 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 8 議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 9 議案第 4 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上
の計画について（中尾辺地）
- 日程第 11 議案第 6 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上
の計画について（太ノ浦辺地）
- 日程第 12 議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上
の計画について（中岳辺地）
- 日程第 13 議案第 8 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上
の計画について（蕪辺地）
- 日程第 14 議案第 9 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上
の計画について（一ツ石辺地）
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今から平成 26 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。
会議を始めます前に、お知らせを致します。福田議員から入院加療の為本日の会議
を欠席したいとの申し出がありました。欠席の事由は相当と認め、許可を致しており
ます。それから三根税務課長が確定申告受付業務の為に、これからの会議を開いた後
退席したいとの申し出がありました。許可を致しておりますので、お知らせ致します。

それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りで
す。これから諸般の報告をします。初めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配付し
ておりますので朗読は省略致します。

次に地方自治法 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が
お手元に配りました通り提出されておりますが朗読は省略致します。

次に要望第 1 号これからの勤労青年のあり方に関する要望書は配布のみとします。
これで諸般の報告を終わります。

次に町長の行政報告をお願いします。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。今日は第1回定例会を招集したところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日は当初でございますので、議案の22件を準備を致しております。内容につきましては当初予算が一般会計、特別会計9件。それから25年度の補正予算が4件。そして基本構想、条例改正一部改正が3件。辺地の計画変更が5件ということで、22件をお願いしたいと思っております。慎重審議の上、適正なご決定を賜りたいと思っております。

それでは行政報告を致したいと思えます。まず上の方から12月の25日でございます。JR九州本社へ最終報告に伺っております。それから26日が東彼杵道路要望活動に参っております。それから1月の6日、地域おこし協力隊辞令交付ということで、堀越一孝君が新たに3人目のですね、辞令交付を行なっております。配属は現在まちづくり課の企画係の方に配属致しております。それから1月の11日「町イチ!村イチ!2014」の視察をしております。これは全国からそれぞれ町村がですね、東京の国際フォーラムに集まりまして、そういう特産品等の販売をするわけですが、東彼杵郡からは波佐見町、川棚町、東彼杵町ということで3町が出ております。11日から12日までの間に行っております。それから19日が第7回九州人形芝居フェスティバルという事で、これは福岡県の福津市で開催されております。東宿の住民の方含めまして28名が参加を致しております。第1回が東彼杵町で行われております。それから裏面になりまして2月の7日でございますけども、第41回の長崎県茶業大会を本町で開催いたしております。それから9日が浦地区の女性対話集会ということで、1年3ヵ月を要しましたけれども、34地区一応一回り回ることが出来ました。これからがまた始まることになると思えます。それから13日が親和銀行のふるさと振興基金助成金贈呈式があっております。それぞれ祇園祭を携わっております彼杵宿郷或いは千綿宿郷のそれぞれ代表の方に金25万円ずつですね、贈呈があっております。

そして次に同じく嬉野市と東彼3町の防災に関する意見交換会を行なっております。それから2月の14日に第1回移動町長室を明治の民家で行なっております。それから18日地域づくりコーディネーター研修成果発表会ということで、これは職員の能力アップということで町村会の方で主催をされておりますコーディネーターの養成なのですけれども、8市町がそれぞれ1年間研修をしまして、その研究発表成果で東彼杵町も優秀町に3町の中に選ばれております。

それから20日が九州たまがわ事業所より出火を致しております。非常に出動者、消防車、深夜の火災でございまして、120名の出動を行いまして、東消防署からは、はしご車の1台をお願い致しまして消火にあたりました。大変このたまがわ事業所には申し訳ありませんけども、聞くとここによりますと大きな火災が3回というような事を聞きまして、非常にこれは問題がありますので、今後、消防署、警察署と協議をしながら事業所に対して何らかのやっぱりこうお願いしなければならないかと思っております。それから24日が平成25年度の定期監査の結果報告会が行なわれております。

それから 26 日が町の茶業生産者振興大会ということで、非常にお茶農家が茶の価格等で低迷しておりますので、振興大会という事で、課題の共有等を行っております。それから 3 月 6 日が自衛隊入隊予定者安全祈願祭という事で、毎年 4 名程の隊員が入ってくれて、今回も 4 名受験してございまして、それぞれ入隊を迎えるという事で安全祈願祭を行っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

以上で町長の行政報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

それではこれより、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番議員樋口庄次郎君、9 番議員岡田伊一郎君を指名します。日程第 2、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、3 月 10 日から 3 月 24 日までの 15 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って会期は本日から 3 月 24 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（森敏則君）

それではこれより一般質問を行います。日程第 3、一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式、質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には警告ベルを鳴らします。なお、質問答弁とも簡潔明解にお願いします。順番に発言を許します。11 番議員本下利之君の発言を許します。

○11 番（本下利之君）

おはようございます。先に通告しております質問事項について、町長、教育長にお尋ねを致します。町道宿 7 号線大村方面から西部 3 号線の町道にかかる地区（金谷地区、本町地区、東町地区）において、生活道路として歩行者等の安全を確保する為に「ゾーン 30」を実施してほしいと考えています。実施にあたっては、地域住民・自治

体・地元警察署が協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成が必要であります
が、ハード面で自治体の道路管理者のご理解とご協力が不可欠であります。

現状では宿 7 号線及び西部 3 号線については、国道 205 号から川棚方面に向う車の
渋滞混雑を避ける為抜け道としての利用化を、また先に国道 34 号からの進入を制限す
る為に「指定方向外進入禁止」で、朝の 7 時から 9 時まで時間帯を設定し、子ども達
の通学時間帯の安全を確保して頂きましたが、時が経つにつれ国道 205 号ローソン前
から川棚方面へ向う車が左折して宿 7 号線に進入して、西部 3 号線臨海道路を經由し
島田の交差点までの間は、最高速度 30 と決まっておりますけども、その間スピード運
転やあおり運転などが頻発し、日常生活が危険に脅かされています。そこで町道管理
者として、この危険な状態から一刻も早く開放させていただく為にも、「ゾーン 30」
の設定が近々の課題だと思いますが、町長の見解を伺います。

また宿 7 号線には狭い下川橋も在り、そこに通学路として利用していますが、通学
時間帯には交通量も非常に多く、子ども達の命が脅かされている感がします。交通事
故等で子ども達の命を守る立場からも、通学路としての再検討する必要があると思
いますが、教育長のご見解を伺います。

次に、幼児・児童の歯の健康づくりについて。長崎県歯・口腔の健康づくり推進条
例に基づく、東彼杵町の普及取組の現状とこれからの推進、或いは支援体制など環境
整備が必要だと感じますが、町長、教育長のご見解を伺います。以上登壇での質問を
終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、「ゾーン 30」の必要性でございますが、まず町道宿 7 号線。これは町民グラ
ウンド入り口から旧わたなベストア交差点を經由して役場前の交差点まで。それから金
谷方面が町道西部線というのが走っております。更にクランクで曲がっておりますの
で、臨港道路も一部入るのかなと思っておりますけども、「ゾーン 30」というのは先
程説明がありました様に、歩行者などの安全な通行を時速 30 キロの速度規制を実施す
ることと共に、その区域ゾーンを抜け道にしている、通行する行為の抑制を図る生活
道路対策と認識を致しております。現在既に速度規制が、町民グラウンド入り口から
下川橋までの町道宿 7 号線は時速 30 キロの速度規制が行われております。これの要因
というのは、国道 205 号の朝夕の車両の渋滞、更に昼間でも渋滞が起きている状況で
ありますけども。この為の抜け道として、ご指摘の町道宿 7 号線・町道西部線・港湾
道路、そして町道蔵本 2 号線が交通量の増加や速度違反の車両によって付近の住民の
皆さんが気にされている通りでございます。まずは、下川橋から金谷地区。町道西部
線の速度規制が近々の課題ではないかと考えております。更に下川橋から小学校まで
の通学ルートの再点検が必要かと思っております。なるべく危険な道路を歩行しない

工夫も必要じゃないかと思っております。その結果として、「ゾーン 30」として長崎県公安委員会へ申請すべきと考えております。まずは地元の総意が前提とありますので、推進をして参りたいと考えております。

次に、幼児・児童の歯の健康づくりでございます。長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づく取り組みの現状ですけど、歯科対策は年齢制ごとに取り組みを行っております。まず乳児から幼児期は、乳児相談や幼児検診の際、歯科検診と合わせてブラッシング指導及び歯科医師によるフッ素の塗布を行っております。更に本年度から、フッ化物洗口推進事業でフッ化物洗口を進めておりますが、残念ながら保育園の1箇所のみでございます。今後の推進や支援体制でございますが、フッ素塗布につきましては平成 24 年度、9 割以上の実施率でございます。保護者の理解もあり、引続き幼児検診で実施したいと考えております。フッ化物洗口につきましては、まずは保護者のフッ化物に対する理解が重要だと思います。そして特に乳幼児からの歯科指導ではなく、女性の方の妊娠の時から食事管理など指導を行う必要があるかと思っております。この為歯科医師など専門家によるフッ化物に対する正しい知識を、更に理解を深めていただくことが重要じゃないかと思っております。現在歯科医師会の方でも、或いは行政と一体となって準備をされております。それぞれ準備は進んでおりますので、更にその勉強会等をですね、開催を増やしながら理解を求めていければいいかなと思っております。非常にネックになっていますのが、保護者の方も勿論でございますが、養護の先生あたりがですね、抵抗をされております。これは国の補助事業でやっておりますので、24 年から 29 年までの 5 ヶ年の事業でございますので、どんどん補助率等も削減をされていきます。現在 3 分の 2 でやっておりますけども、これも 5 年目に比べたら 2 分の 1 に削減も今の財政状況では考えられますので、補助事業がある内にある程度一定の制度を確立しなければいけないかと思っております。そして佐賀県等につきましてはですね、100%小学校実施でございますので、そういう専門家を交えた勉強会等、更にやるべきかなと思っております。そういうことによって、成人になってからの歯科疾患等の節減と、或いは本人自体の成人病の予防など、健康づくりとか医療費削減とかになっていきますので推進をして参りたいと思っております。登壇での答弁を以上で終わります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

本下議員のご質問にお答えします。本下議員ご指摘の通り朝の通勤時間帯については非常に危険な状況にあります。朝の集団登校で利用する子ども達は 3 地区、東町・本町・金谷地区で 44 名いるとお聞き致しております。現在、子ども見守り隊の皆さんや区長さんのお力添えをいただき、引率等をしていただいているところです。現在、今大きな事故はあっておりませんが、通学路等の見直しは学校関係者と相談しながら

最善の対策をとっていきたいというふうに思っているところです。できましたら「ゾーン 30」の規制をしていただき、子ども達の安全確保の条件整備をしていただければ助かります。

次に口腔の健康づくり推進につきましては、その推進母体は町長部局の町民生活課健康推進係であります。教育委員会と致しましては、町当局と連携を取りながらその推進に向けて検討を重ねているところです。昨年の 11 月 20 日には郡内のフッ素洗口推進のコーディネーターの歯科校医さん、波佐見の先生でございますけども、お招きして、町当局との共催で研修会を実施致したところです。ただ、フッ素液が劇薬に指定されており、その保管管理の問題。鍵を掛けたところに保管しなければいけません。うがい液の調合の問題、うがい等に伴う事前指導、事後指導の問題、誤飲の問題等々まだまだクリアしなければならない問題が山積致しております。いずれに致しましても、その必要性和効用については学校関係者や保護者の方々に詳しく説明致し、充分なご理解を頂きながら支援体制の整備を図って参りたいと思います。保育園等では既に実施している旨お聞き致しております。その実施状況等を見極め、参考にしながら推進致して参りたいと思っております。先程町長の方からもありましたように、まだまだこれに対しては過去、このフッ素洗口は実施されておりましたけど、それが中止になった経緯等々もそれぞれ学校関係者は知っております。そういう問題もクリアしなければいけませんので、なかなか難しい事業であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

まず「ゾーン 30」の方から。町長、教育長の答弁がありました通り、必要性ということは非常に感じていただいているものと思っております。要するに一番危険な状態にあるという事は、やはり通り抜けに使うというところが一番ネックであって、それを規制するのが「ゾーン 30」だという風に考えております。先に 10 年前くらいになりますか、国道 34 号からの指定方向外進入禁止を設定していただいたのですが、入口が 7 時から 9 時までが進入禁止になる訳ですので、その前の 6 時 50 分くらいに駆け込みで入ってくる訳です。そういうところも非常にこう危険が山積しておるわけですが、このことが確保されないということで、3 地区の区長さんが 1 回家から出てきた子どもを預かって学校まで届けるまでの間に危険性を沢山感じるわけです。だから、子ども達が、学校があるうちは、やはり区長さんたちは常にそういう危険にさらされている子どもを保護する為に出かけて行っている訳です。だから本当の意はこの 1 時間ばかりの間の時間帯が非常に危ないのです。それからご承知の通りかも分かりませんが、金谷床屋さんの前に行きましたら、道路幅が約 3.5m あるのですが、その中に電柱が 50cm、50cm 両方に入っている訳です。そしたらその間にも車の離

合の際については、譲り合いの気持ちがあればいいのですけれども、やはり一刻でも早く行きたい、そういうふうな車両ばかりがここを通っていく訳ですので、非常に早めに手を打たなければいけないと、こういう風に感じております。この「ゾーン30」をひいたおかげで、速度が遅くなったり、或いは進入してくる車が少なくなったり、或いは自転車での事でもある程度、安心して通られるという風なことも伺いをしております。それと付け加えて言わせていただければ、東町から金谷まで抜ける間の脇から入ってくる狭い路地が昔ながら沢山あるのです。そういうところから子ども達が飛び出したり、或いはお年寄りがそこを近道する為にその道路を使ったりということがありますので、非常に危険性が高いという事だけは1つ覚えておいていただきたいなというふうに思います。問題は緊急性を要する訳ですから、計画的に言わせれば、私の願いとしては行政の方が先に立って協議会を立ち上げていただいて、地区の住民はもちろんですが、役員の方と警察の方をとにかく協議会を開いていただいて、積極的に取り組んでいただきたいなと思っておりますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程答弁を致しました通り、地元の総意が一番前提ですので、協議会あたりを立ち上げながらですね、前向きに検討して参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

今の町長の答弁では、本当に必要性を感じるから近々にそういうふうな部署で立ち上げて協議会でも作らせるような、そういうお考えと受け取っていいわけですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その通りでございます。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

それから町長、教育長にお尋ねしますけれども、下川橋、この幅も3mしかないわけです。今の軽の車も大体2mばかりあるわけですが、あそこで車の離合でよくもめるわけです。「先に私が頭を出しとった」、「いや私が出しとった」ということで紛争があって、非常に住民生活にも気持ちのいい状況ではないし、或いはあそこを縦に並んで子ども達が通学等、雨の日、風の日、傘を差して行く時には非常に危険が増し

ているわけですが。運転手も本当に心優しい運転手ばかりおればいいのですが、我先にと考えて行った時、或いは新聞等々でも通学時間帯に車が集団登校しているところに突っ込んでいったというふうな情報も多々あるわけです。そういう事を考えた時には、あそこの橋も使う以上は歩行者の安全を考えた状況を作るべきだというふうに思いますが、ご見解をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

道路整備は、永遠と皆さんの方からご要望がありますので財政が許す限り検討して参ります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

下川橋を通学路として利用している子ども達、非常に危険な箇所のひとつであります。従いまして、あと登校の方法については我々の方で再度学校の方、区長さんあたりのご見解を聞きながら最善の安全策を取っていきたいと考えております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

やはり子ども達の安全、或いは生活道路等での安全。こういう風なものの確保をするという事は、皆さん共通する気持ちだろうと受け取っております。この「ゾーン 30」先程も申しましたけれども、これを設定するにあたっては、やはりこう本当に時間帯が絞られますけれども通り抜けを許さないと、この定義がある訳ですのでここをやはり緩やかにしていく。そして「ゾーン 30」で 30 キロ制限をした時に、もし人身事故等があったら 生命にはそう響かないけれども、これが 30 以上だったらやっぱり事故が起きた時には命の危険が高まると。死亡率が高くなると。そういうデータも出ておりますので、1 つ何はともあれ、優先順位も必要でしょうけれども、今から先、彼杵小学校のところには、近い将来統合された子ども達も集まってきますので、どうぞその辺のところは早めに手を打っていただいて、しておけばよかったなという言葉じゃなくして、しておいてよかったなというような状況を作っていただきたいと、こういう風に思います。「ゾーン 30」はそのくらいで終わります。

次に、子どもの歯・口腔の推進条例というのが長崎県で出来ておるわけですが、これはまだ東彼杵町には条例としては出来ていないという状況でございます。私も先日、大村市議会議員と東彼杵町議会議員の研修会がございまして、勉強会に行ったわけですが、その中で、この虫歯の少ない子・多い子、子ども達が二分化されるということで。要するにこれ生活習慣の中です、家庭で上手く出来ている

子と出来ていない子がいると。そこで全域の子ども達に平等に安全で、そして安価なフッ化物を使用した予防法ということで推進をしたいということで医師会の方から説明がございました。一度虫歯になってしまうと健康な歯は二度と戻らない。虫歯にさせないことが大変重要である。噛むことは生きる力となり、健康で生涯を過ごすことに繋がります。子ども達が自分で自分の健康管理が出来るように学ぶことが大切なことです。フッ化物による予防を推進し、フッ化物洗口推進事業をサポートしたいと、こういう風な事でございましたので、このことを聞いて翌日にこのことに関して一般質問の通告をしたわけですが、このことを聞いたときには、本当に実感として私の耳に入ってきましたので、今日取り上げた次第でございます。先程教育長の話では劇薬だというお言葉を頂いて躊躇しておるということでございますが、WHO等の報告、記載がっております。そういうところとの、誤解等は沢山あるのではないだろうかと思っておりますので、早くこう勉強会を立ち上げて、そして医師会の方にも来ていただいて、そして間違った、或いは誤報、風評そういうものを早く取り除いていただいて、そしてやはりこう私もあまり言いたくないですが健康管理、歯の管理というのは、やはり歳を取ってからしか分からん訳です。若い時には分からない。中々、教育長には言いにくいのですが、所謂そういう事を考えた時に、自分の一生を考えた時に、子ども達に早めにそういう物を教えておくということも1つの手ではないだろうかと思うのですが、教育長いかがですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今色んなご指摘を受けたのですけれども、例を言いますと佐賀県はこのフッ素洗口がかなり進んでおります。嬉野市あたりは、薬剤師さんにこの混合液調合をしていただいているとお聞き致しております。劇薬という言葉を使ったのですけれども、言葉としてはそういうことで、保管管理は子ども達、一般人の手の届かないところ。つまり、鍵を掛けて保管する。そういう留意事項がございます。かくある誤飲をした時にどうなったとかというのも学校現場等では過去の20年か30年前ですか、色々フッ素洗口をやっていた学校等もありました。そういう中で誤飲の問題等も出てきております。その他に、その前後には飲んだり食べたりしないようにと、色んなものを飲まないようにと。水も飲むなとかそういう過去留意事項がありまして、その前後に子ども達には飲食等、絶対してはいけないというふうな事、そういう留意事項等がありまして、なかなか学校としてそういう事前事後の指導及び準備等が難しいところ。そういうところがあるという事であります。従いまして、今保育園の方で実施しておられるという風にお聞き致しております。そういうところもきちんと警鐘しながら我々としては推進という方向で進んでいるところでございます。歯科医師会の先生は今本下議員が言われたとおり、何ら問題ないとそういう事については言われますけれども。

私が聞くとところによると、歯科医師会でもあまり勧められない先生もおられるように聞いております。従いまして、その辺のところもよく見極めながらという事になろうかと思えます。学校の方から研修会等出てきますのは、やはり事故が起きた時に云々ということが出てきます。で、この事故というのが我々としては想定できない事でありまして、そういう風なところもきちっとした我々の方針を持ちながらという事になろうかと思えますので、まだ研究の余地がかなりあるという事であります。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

もう既にこの県のフッ化物洗口推進事業ということは、県の条例でもう定まっている訳です。このものが要するに推進事業ということで、今各市とか町にも伝達が来ているわけですけれども。これ大体5年以内で条例を制定しなさいという風なことなのですか、町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が認識しているのは条例じゃなくて計画書ですか、「歯・口腔の健康づくり推進計画」。これを定めるよう努めるものとするという事ですので、条例ではございません。従いまして、ご指摘の通り計画はございませんので。他の健康づくり21に対しますところの東彼杵町の期限も切れております。これは役場の怠慢でございますので、早急に整備をして作りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

1つよろしくお願ひしたいと思えますけれども。やはり町の広報誌を見ますと5月の月の広報誌に少しばかり載っていた訳ですけれども。本当に子ども達の一生涯を考えて、やはり食べることがやはり健康に繋がるということが、誰しも万人が考えた時にもそうではないだろうかと思はす訳です。だからそういう物を1つ奨励するということは、行政の立場から申しても、我々議員としてでも、1つしっかりしたこのへんを作って、強い子ども達を育ててやりたいなど。こういう風に考えるのは同じだろうと思ふのです。この中である程度方向性を、計画書を作ってやらんことには、この要するに行政の方が主導権を握って、ある程度了解を、或いは保護者のご理解を得る為にはやはり計画的なやり方、或いは要するに個人個人ではなくて、団体の或いは幼稚園・保育園・小学校といった、4・5歳からの歯の健康の取り組みというのは必要かと思えます。そしてやはりこういう事業所に対してやはり協力心を持っていただく、そして協力心を持っていただいて保護者の皆さんにご説明をして、そして出来る

なら説得をして子どもの健康を確保する。やはり習慣付けが一番大事なのだらうと思います。だから1回しただけでは駄目なのですが、保育園の時間から言わせれば週に5回くらい、小学校に行けば週に1回。こういう風な指導法もありますので。それから先程誤飲等もありますという事でございますが、まず最初に水を含んで、座って下を向いてグチュグチュやるわけですので、これをうがいするようなやり方じゃないのです。だからそういうところの誤解がないような指導をすれば事故は防げるのではないだろうかと、こういう風に思っております。そして医師会の方ととにかく協議をしていただいて、そして今後子ども達の健康管理に寄与出来ますように、町長始めとして取り組んでいただけるそのお気持ちを聞き、私の質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程答弁した通りでございます。PTA、それから保護者、それから歯科医の先生、それから行政。今準備を進めて勉強会を何回も何回もやっておりますので、その通りやらせていただきます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

私も先程答弁致しましたが、学校関係者、それから保護者の理解を取るのが大切だと思っておりますので、推進の方向でということであります。

○議長（森敏則君）

これで11番議員本下利之君の質問を終わります。

次に2番議員橋村孝彦君の質問を許します。

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それでは今回2点ほどお尋ねを致したいと思います。

まず議員報酬と区長等、各種団体手当の整合性についてと。地方分権は今後推進する考えるが見解と対応は、という事でお願い致します。

去る12月定例会において、議員定数を削減する条例は議会内部における慎重審議の結果否決されました。しかし、昨今の住民感情等考慮しますと、議員自ら身を削るべきとの理念に基づき、平成26年4月1日から現総額から約10%恒久的に議員報酬を削減する条例改定案が提出され、1月24日全議員による特別委員会が開催され、賛成多数で可決されました。これによる財政貢献度は年間4,253,160円となります。

そこでお尋ねします。その1、議員報酬はどのような経緯で決定されたかということでございますが、これは改定前と過去どのような経緯で決定されたのかということでございますのでよろしくお願い致します。2番、議員報酬が削減された場合、区

長、消防団等各種団体の手当に何らかの影響があるのかという事でございますが、これは1月24日の特別委員会で可決されておりますので、本会議で当然可決されるであろうという仮定の基に質問しております。従いまして、仮定における答弁はなされないというのであればそれはそれで結構でございますけども。万が一、否決された場合の事であったとしても今後の私たちの議員報酬を考えるにあたって参考となりますので、よろしければお答えいただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。3番目、議員報酬削減分を区長と各種団体の手当に上乗せ可能かという事でございます。

次に地方分権についてでございます。今後地方分権は更に推進すると考えますが町長の見解と対応をお尋ね致します。潤いと真の豊かさを実感できる地域づくりに向けて、平成12年4月1日に地方分権一括法の大半が施行されました。これは明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権型へと転換するものであり、地方分権の推進にとって極めて大きな意味を持つ法律と言えます。これまで我が国は中央集権のメリットを最大限活用し、大きな役割を果たしてきた結果、あらゆる分野において今日の成熟した社会が出来上がったものと受け止めております。日本国憲法は地方自治を保障し地方分権主義をとっておりますので、地方分権一括法は当然の流れであろうと考えております。地方分権は各自治体が地域の課題やまちづくりに主体的に取り組む、地方の責任において運営され、住民参加によって住民自治が成り立つものであり、政治や行政を住民の手の届くところに近づけ、自己決定権、自己責任に基づく自治を目指していく事であります。これまで国の省庁による指示を仰ぎながら決定されてきた事案も国の機関から開放され、各自治体の裁量に委ねられる反面、地域住民の代表者たる知事、市町村長及び議員の役割や責任がこれまで以上重くなります。そうなりますと、これまでの自治体運営と大きく変わることは明らかなです。地方分権の現状はやや停滞状態と受け止めておりますが、もはやこの流れは逆流することなく更に推進されるものと考えます。地方分権化は今後の地方自治に課せられた大きな課題と言えます。そこで必要なのは首長や職員は勿論、議会も含め意識改革が求められると考えますが、町長の見解と対応をお尋ね致します。以上です。

○議長（森敏則君）

橋村議員に1つ訂正をお願い致します。先程発言の中、議員報酬審査特別委員会のメンバーを全議員と発言をされましたので訂正をお願い致します。

○2番（橋村孝彦君）

失礼しました。議長を除く11名でございます。失礼しました。お詫び致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず議員報酬の経緯でございますけども、これは法律に基づきまして、地方自治法第203条第1項から第3項で議員の報酬の支給や費用弁償を受けること、そして条例で期末手当の支給をする事を定めています。更に地方自治法203条の第4項の規定で議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例で定めることになっております。従いまして、その条例で定める場合は当然議会に提出を致します。その際、町長が必要と認めた時は、あらかじめ議員報酬の額について東彼杵町特別職報酬等審議会の意見を聞くことが出来るとなっております。そこで意見を聞いて町長が額を決定し、議会へ提出をして決定をされております。そういう順序になっております。中身につきましては、まずはそういう経済状況とか何かによつての改定が主でございますので、普通の場合は3役、以前は収入役までおりましたが3役教育長です。3役教育長が先に先行して額を審議会に図って決めていただきます。その後時期をずらして、そういう答申が出まして、町長がそういう案を出しまして、それで今度議員の全員協議会あたりで判断をして、それを一致されまして、次の議会、或いは最終の本会議に出すというのが1つの形ではないだろうかと考えております。先にお答えしますけれども、先程議員自ら言われました特別委員会で可決されたかどうか、私は全く知る由もございませんので、あくまで言われたとおり仮定ということで答弁をさせていただきます。

次に議員報酬が削減された場合、区長や消防団等各種団体報酬に何か影響するのかでございますが、影響はしません。次に議員報酬削減分を区長と各種団体報酬に上乘せ可能かということですが、これはただちには上乘せできません。報酬を上げる場合はそれなりの必要性があります。例えば区長さんとか各種団体の委員の報酬等でございますけれども、特に私が区長さんのことをあえて取り上げますと、以前の区長職とは全く仕事量が多くなっております。少子化超高齢化社会、そしてまちおこし。ここは今までの区長さんのレベルではとても出来ないような厳しい足かせを私がお願い致しております。確かに高度化しております。その為大変ご負担を掛けております。そういう事もありますけど。それぞれ区長さん以外、委員さん各種団体等の報酬等につきましては、業務内容が違いますので慎重に検討していければいいかと思っております。それと議員さんも自ら削減していただくというのは本当に有り難い事でございますので、貴重な税金でございますので有効に活用させていただこうかと思っております。

次に地方分権に対する見解と対応はという事ではありますが、昨年の12月の20日に閣議決定がなされまして第4次の一括法案が今、国会に出されるような話を聞いております。11月に安倍総理が全国の町村長大会で挨拶をお出でになりましたけども、その時にはやっぱり魅力溢れる地域づくりを勧める為という事で、第1次の安倍内閣で始まった現在の地方分権改革でございますので。最後に残された課題であります国から地方への権限移譲、それから安倍内閣が実現して参りましたと言われておりました

けれども、必ず国から地方へ権限は行っていきますと、私の任期中にやりたいと言っておられます。そういう中で今から考え方ですけれども、地方分権改革の中を見ますと、国から地方にいわゆる市町村に権限移譲するもの、それから都道府県から指定都市に事務軽減等をするものが今回でるだろうと思っております。先程議員も仰るように真の分権型社会の到来という事で、私達地方行政に携わる者としてはですね、悲願でもあります。地方の事は地方で責任を持って決める社会が一日も早く到来することを切に願っております。例えば農地転用の問題も、これはまだ入っておりませんが、企業誘致にしてもその町村が企業誘致を進めるにあたって、その転用が出来ないという一番よく知っているのは地元の住民でございますので、何故地元の許可が、農地転用が出来ないのか、その辺を、正に我々が願いとるものであります。そういうことで真の地方分権改革の強力な推進について、国は地域ごとに創意工夫を致し、地域が自らの発想で特色を持った地域づくりが出来るよう地方分権改革を推進する方針を示しており、これは私共町村が地域と向き合い住民の思いを受け、住民の一番身近なところで行政サービスを行っていることを踏まえたものであると認識をしております。よって現在、政府が進めている義務付け枠付けの見直しと、条例制定権の拡大等について町村の意見を反映し、地方分権改革をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

まず議員報酬の件でございますけれども、当然条例で決まったのちに特別職報酬等審議会にかけるといふ手順でございますけれども、私の任期中に条例等々の改正はあっていけませんので、そこら辺についてはちょっと私もよく存じ上げていません。ですからそういう経緯で決定されたのであるという事を確認出来ましたので、それはそれで結構です。

それから議員報酬が削減された場合、区長、消防団等に手当が影響するのかという事でございますけれども、この件につきましても色々町民の皆さん方からそうした場合に所謂区長さんとか消防団員等々の手当に影響するのかという質問等が多くございましたので、そういったことを明らかにする意味で今回はあえてお尋ねしたという事でございますのでご理解いただきたいと思います。

それから議員報酬削減分を各種団体の手当に上乘せ可能かという事につきまして、直ちには出来ない。けれども区長さんに限って言えば、住民と違って仕事量が多いから慎重に考えようという事でございますけれども。私達もその議員報酬を削減したという事は、只漠然に報酬を削減してもやっぱり何ら意味がないと思ひまして。また、削減したら削減したなりの何らかの目的、或いは費用対効果等々を期待して削減した訳でございますから。ただ現状の区長さん等々の仕事の頻雑さ、多さ、そうい

う物を考えますと、もうそろそろそういう時期に来ているのではないかなという 1 つの私の思いでございます。そこで、各種団体の手当等々は大体どれくらい前に決定されてから何年ぐらいになるのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

平成 17 年 4 月 1 日に改定をしております。これは日額報酬等で、直近では改定を致しております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

平成 17 年ということでございますと、約 9 年ということでございますね。この 9 年間、こうこう社会の情勢も非常に変わりました。町の情勢も非常に変化しております。そういった中での仕事量の増加であろうと考えておりますので、そこら辺については、今後慎重という事ですけれども、前向きにご検討いただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。報酬等についてはこれで終わりたいと思います。

次に地方分権についてに移りたいと思います。町長の相対的な考えで結論的に言えば、その様になれば一日も早くなることを願っているという事でございますので、前向きに考えられているなということでございます。ただし、各全国の自治体等々の状況を見てみますと、かなりやっぱり慎重論が多いというのも現実でございます。それは何故かと言いますと、やっぱりその自主財源の確保、これに不安があるからだろうと思っております。ですから、この地方交付税がなくなるような事があれば大変な事になりますので、各自治体の首長さん等々も慎重にならざるを得ないのかなという気が致しておりますけれども。そういった所謂補助金体質がいつまでたってもこう悪いスパイラルになっていると。仮に自助努力して不交付団体でもなったりするならば努力した意味がないですから。それならそういったものには否定的な考え方が当然出てくるのでありましょうけれども。しかし、これからの自治体運営という事を考えていきますと、この間私、町長もお出ででしたけれども、武雄市長の講演等を聞いておりますと、非常に参考になる事例等をかなり発信されていました。ああいうのを聞いて回っておりますと、正にこれからの自治体運営のあり方を示唆されているなというふうな感じで私は受け止めておりました。やっぱりそこで求められるのは、これからは何と言いますか、自治体間競争と言いますか、或いはそこに民間企業等の競争原理を導入されていくことが非常に重要なポイントになるかと思っておりますけれども。ですから、今後これまでのあり方を変えて、何らかを変えて行きたいということであれば、現時点で町長も色々現在行っておられますよね。そういうものも含めてこれから

のあり方、そういった自治体間競争だとか民間の競争なんか、そういうものが新たにありますか。町長の考えで、今やっておられる分でも結構ですけれども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今新たにというあれはありませんけども、正に樋渡市長のお話を借りればですね。所謂TPPじゃなくてTTPと言われるくらい徹底的に真似るということでもありますので。所謂自治体ですね、他の自治体がいい事例があれば、それを真似てやるというのは非常に大事かと思っております。そういう気持ちは持っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

真似る。人の物真似をするというのは通常良い意味では捉えられませんが。こういった良い事例等々は、積極的に私真似ていいと思うのです。だからそういう全国の事例等々を参考にしながら、大いにうちの町をPRすればいいなと思っております。そこでちょっと1つお尋ねしたいのですけれども。所謂自治体間競争で私達の町が現町長になられてから勝ったものが1つあるのですけれども。それは何と思われますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

勝ったものは、これ私の給料じゃないかと思っておりますけれども。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

そういうことではございませんで、給料の削減したことが勝ったことになるのか、そこら辺は些か疑問ではございますけれども。そうではございませんで、私が言いたいのは、今その関東の方から放射能被害を恐れて本町に疎開されている方が何家族かいらっしゃいます。その方々の所謂選択基準が何故本町になったかという事なのです。ですよ。つまりその方々が移住先として選択するのには日本全国安全なところはいっぱいありますから、その中で私達の町を選んだっていう事は私達の町に一つの交流をしたってことなのです。私も何家族かいらっしゃいますけれども、極力私がお手伝いできる部分は、手伝いしてみたり、或いはアドバイスしたりして、なるべくなら定住をして頂きたいという願いもあってお手伝いをしています。或いは直ぐ帰られたりしても良い思いをして帰っていただきたいということで、今私が出来る範囲の

お手伝いをしておりますけれども。そういう事が大事だなという事です。これは非常に自治体間競争でたった1つのこれは非常に大きな事案・事例と思ってください。それでそういう事を含めながらいきますと、今後の課題というものは段々見えてくるのかなという気がしますけれど。そこら辺については町長いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、それは色々ございます。自治体間競争も先程私の給料といいましたけども、相当です、これ皆さん方はそんなに手ごたえないかとは思いますが。全国の市町村には、物凄い波及効果が、多分、何兆円ぐらい多分効果があったのではないかなと思っております。非常に今四国の町長が70%カットでございますので、私が2番でございます。海士町の町長3人でありましてけれども、これが非常に他の市町村に影響を与えております。反省もしておりますけれども、やれば出来るというような気持ちもあります。そういう事で課題は何かという事でございますけれども、それは当然課題は人口減少問題です。これが一番今からそれなしでは語れませんので、それと私が一番危惧しておりますのは道州制です。地方分権一括法に色んな議論しておりますけれども、道州制の話がきますと全くこの話はなくなりますので、それは一番気にしています。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

仰るとおりです。人口減少、少子高齢化。その為にな何をするかというのが実は課題なのです。町長も色々やっておられます。施政方針の中にも書いてございましたけれども、宅地分譲をして売り出すと、それによって定住者を増やそうという事ですけれども。仮にそうなった場合に100%売れるかという保証は全くない訳です。ですからこれをする場合には、じゃあどうしたら売れるのかということなのです。ですから関東から移住してきておられる方々の選択基準は本町が良かったのでしょうか。ですからそういった意味で、あそこの町内の分譲地を買った方が良いという風に思わせる為にはどうしたらいいのか、という事でございまして。ということは、結局費用がかからない方が一番いいわけです。それには色んな方法があると思いますけれども、既存の設定された価格で売れば他所と一緒にになる訳ですから。そういったのもかなり低価格で設定されて、いろんな意味での優遇策等を取れば当然得だなと、家に関してお金もかからないし、生活基盤も整っているし、或いは環境も良いしと、そういったプラス的要因も含めていけばそういう事がありますので。これはこれからの先の話になることなのでしょうけれども、そういった今定住促進で新築住宅に対する補助金等もございますけれども、そういったものを併せて、そういう土地、確かに今、町有地あちこ

ち売られていますけれども、かなり標準的な価格だと思っておりますけれども。所謂宅地造成等々をするところにおいては、そういった基準的価格ではなくて、より来やすい環境を取っていただくという意味で、そういった価格面で、若干のそういった考え等はありませんか。

○議長（森敏則君）

町長答弁されるのですが、先程の橋村議員の質問は地方分権に対する見解等の対応という事で当てはまるかどうか疑問に思います。従って町長はその事を考慮において答弁願います。

○町長（渡邊悟君）

若干地方分権とは外れるかも分かりませんが、折角の機会でございますので答弁させていただきます。確かに価格の低価格でということで、大変有り難いご提案頂きまして有難うございます。やっぱり今度予算を通させていただきますと、後はその先が大事でございますので、職員共々、色んなそういう低価格でご提供できるような努力等をして参ろうと思っております。予算がスタートして、ただ漠然と待っているだけではございませんので、それをいかにして実行に繋げていって、行動を移していくかという事を考えて、職員共々、そういう方向で今回の宅地分譲については望もうと思っておりますので、ご支援の方をよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

若干地方分権と外れた質問じゃないかというご指摘がございましたけれども、地方分権というのは財源移譲、或いは権限移譲です。その為にはやっぱりその地方が独立して、自力で自治体運営を行っていくこと、これが求められている訳です、地方分権の中には。従いまして、こういった私が諸々の話をしたのは、結局地方分権の自立に繋がるかなと思って私はあえてそういう質問をさせていただきましたので、ご理解頂きたいと思っております。そもそも地方分権というのは、社会が一定の経済基準に達しますと必ずこれは興るのです。地方分権、或いは民主化。これは歴史的に見ても現グローバル的に見ても、旧ソ連の崩壊等々、これは当然中央集権の破綻だろうと私は思っております。当然これから先は世の中において、ますます推進されていこうかと思っておりますけれども。今の現状においては確かに停滞状態ではございます。そこで、町長はこの地方分権というものについて、本音は推進されとお考えですか、最後ですけど。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その推進は致します。大賛成です。しかし中身によって先程答弁しました通り義務付け枠付けというような、そんな事を撤廃するようなことが大きな目的です。その辺の一つ一つ提案がなされて県から参りますので、そこで見極めながら、確かに先程議員が言われた受けることが出来ないという問題が出てきます。これはもう特に小さい町村には専門家がおりません。ただその専門家がいらないのにそれを受けて分権で権限移譲を受けてもやれないというところが出てきますので。その辺が一番ネックになっていますので、そこら辺を例えば町村会辺りでそういう専門家を養成しながら、そこで全部引き受けてやるとかという、広域的にやっていくという方法です。そういう方法も考えていきますので、是非分権の推進を進めて参りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

以上で2番議員橋村孝彦君の質問を終わります。ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時43分）

再開（午前10時54分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

次に7番議員佐藤隆善君の一般質問を許します。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今回は米の減反廃止ということで項目を設けておりますが、これは今の国からの割当てによる減反廃止と。今行なわれている減反は、全て国からあなたの所は何haか数量かで今指示されておりますが、これが廃止されると。だからどういう形で後は残っていくのかということは、これ2月の21日までの提出期限でしたので、私の方ではその情報は把握しておりませんので、その点で町長の回答をお願いしたいと思います。

この米の減反、所謂生産調整というは1970年、昭和でいいますと45年ですか、この頃に決定され皆さんがご存知のように米の生産が上がったと、消費が落ち込み始めた。そこで今までの農業政策の一番の中心でありました、何千年と言えば大げさですが、米を一粒でも多く作ろうという動き方がここで初めてストップがかけられて。単純に言いますと、金をやるから米を作るなということが始まった訳です、単純に言いますと。それが急に一昨年の12月、それから昨年の7月の国政選挙でも公約としてあがっていなかった減反の廃止というのが昨年の10月24日、産業競争力会議という会議の中で突如1人の委員さんが提案をされた。これを待っていましたとばかりに12月の20日過ぎだったですか、農林水産省の考え方として制度を変更します。昨年の12月です、今年の、来月4月からのことを去年の12月に決定した訳です。そしたら

米を作っていらっしゃる方沢山いらっしゃるでしょう、政策が変わった訳です急に。このところに誰も不満を言わないのがおかしいだろうと私は考えます。その中で環太平洋連携協定ですか、所謂TPP。これで米の関税化は下がっていくでしょう。まとまらなかったら止めるという、これから抜けるという、始めの話ですが抜けるどころか泥沼にはまって先の会議でも結論は出せない、夏までになって今度は仰ってる。300何%に及ぶ米の関税化率、これを外国が黙って見ておく訳がない訳ですよ、考えてみて。その中で結局先程の橋村議員の質問にもありましたが、地方分権とはということ、幅広く考えればこの農業も、米の減反も入ってくるわけです。今まで国が、県がいくらあなたのところは生産量減らしてくださいという話だったのが、今度はあなたの方の町ではいくら生産を減らす事が出来るのですか、それを認めましょう。来年度から町はこの仕事をしていかないといけないわけです。今から25年度、26年度から29年度まで。そして平成30年度から今の制度は完全に廃止されるわけです。だからこの間というのは非常にこの農業を取り巻く環境としては、町自体が、或いは国自体が転換期に入っている訳です。だからあえて私は今回この質問をさせていただく訳です。この中で町長にお尋ねしたいのは、そういう状況の中で、もう基本的には結局農業政策の柱として米の生産作付け、これをしていかれると思いますが、今までとは同じような考え方でこれが進めていけるのか、その点がまず第1です。

それから転作水田の耕作はということでお尋ねをしていますが、これは例えば施設園芸で苺を作っています、アスパラをしていますっていうようなハウス栽培の場合は、これは簡単には転換出来ないでしょう。資材費とか何とか入れていますから。だったら今度は飼料用作物を作っておられる、所謂水田に水を張って作って途中で刈るとか飼料用に替えるとかそういう場合は結構でしょうけど。完全に結局奨励作物の大豆であるとか、何か後そういう事に作っておられたら、数年間水田としての水張りをしていない水田。水田とは水を張ったものが水田ですけれども、水を張ってなくて水田です。これを、1年水を張らなかった、2年張ってない、3年張ってないという水田が町内沢山あると思います、転作で。これ水田作っていいですよと仰ってもできません、現実的に。私農業経験者ではありませんが出来ないでしょう。それと水田ですから当然水が必要ですので水路、水路の維持管理。これも簡単に「あ、そうですか」と今まで使っていなかった水路に水を取り入れて、川から取り入れて、或いは湧き水を引っ張ってというのは、ずっとやっているところは出来るでしょうけども、出来ないでしょう多分。

それと3番目にそういう水田を、いきなり水を張った、何ていいます、今流行の集中豪雨とかあった時はこれ完全に崩壊しますよね、水田としては。それからそこで水田によって水を蓄えて段階的に減水して災害が今まで起らなかったところ。そういう点でも災害というのが起った場合、これ仮の話はちょっと難しいと思いますが、そういうところで水田で畦が崩れた、農地復旧で災害復旧をします、やりました、ところ

が水が貯まらないのですから。補助金の無駄といえは無駄でしょ、ここは。だからそういう面も出てきますので、基本的に町長が今から 29 年まで、町の方針としてどのような形でこの減反政策の国が進めようとしている事に取り組んで行かれるのか、30 年以降についてはまた別の機会でお尋ねをしたいと思いますので、以上の点について回答をお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

米の減反廃止につきましたの町の農業振興策はということでございます。まず基本的な農業振興策はでございますけれども、米の政策はどうするのかということでございます。一応町の主要農産物の振興ということになっておりまして、その中に水稻は入っております。確か入っております。肥育牛、繁殖牛、苺、水稻、みかん、茶、アスパラということで基幹作物になっております。中身を見てみますと、非常に農家の暮らしが年々酷くなっております。今、私も町内の農家の経済状況をマクロ的な話で調査をしてみました。これは非常に厳しいことですが、農家が 650 軒くらいで、所謂農家としてやっているところ、大小合わせまして沢山あります。これが年間の所得、年間の所得が 12 万円です。平均が。そしてこれがなんと年金所得者が倍の 24 万です。大変農業は厳しいという事は分かります。しかしこれは末端の、所謂小さな面積のところもはっていますので、確かにそうかなというのは一概に言えません。確かに頑張って、お茶農家、苺農家、アスパラをされているところ、みかん農家、繁殖牛、肥育牛、こういうことをされている方はもっと沢山上げておられます。とてもそういう金額では生活できませんので、当然収益はあがっております。そういう大変厳しい農業経営をされております。これは役場もやってきて、今までこのままやってきていました。間違いがないかと言えは間違いはなかったと思うのですが、私自身もどっちかという農業をやってまいりましたので、何十年もこのパターンでやってきました。勿論一部の農家等には非常に努力をされて、改善をされてきておられると思います。だからやっぱり見直しをしなければならないと思っております、農業振興策は。そして他の産地と差別化をするような、そういうブランド化あたりを進めていかなければならないと思っております。非常に厳しい農業状況でございますけれども、その集落の活性化。集落が今どんな痛みになっているのかは役場に伝わっていないと思います。役場は勿論これの追跡調査あたりをやっていないかと思うので、ここをまずしっかりやっぱりやるべきだと思っております。役場も入って調査をして、農家の意見を聞いて、どうなのかというのをやっぱり聞かないと、本当に農業振興策というのは何ぞやと言われますので。これは非常に今から気を引き締めて、新たな町の方から行って、農家に入って、悩みを聞くという方向性で持っていこうかと思っております。そしてお茶、米の方はまた後で喋りますけども。

次に振興策としては、26 年度にお願いしておりますけれども、試験的に自然農法を入れて耕作放棄地の解消とか合わせまして、新たな農産物の開発とか、食育推進も合わせましてやっていこうと思っております。それと今までお茶だけを特化して宣伝を致しておりますけれども、他の農作物も合わせて、特に特徴を出して情報発信をやっていこうと思っております。

それから農業振興策の 2 番目でございますけれども、後継者問題です。確かにこれは具体的に調査しなければなりません。センサスだけで見てもなかなか本当の実感がわきません。これは高齢者の問題と一緒に、本当に農業委員会を中心に、これはしっかりやっぱ現状分析をしなければなりません。そうしないと今から先の 5 年後 10 年後の農業は、夢は語れません。ですからそこをしっかりとセンサスだけに頼らず、生の農業者あたりの声とか、或いはそういう課題解決に向けて、何度も何度もやっぱやっていかなければならないかと思っております。

次に六次化産業でございますけれども、これは今回もお願いしておりますけれども、グリーンツーリズムをとにかく 26 年度から拠点の、具体的にやっていこうと思っております。それとインターネットなどによりますところの通販サイトの活用とか、或いは直売所の開設、是非試験的にやって欲しいと思っております。それから地域活性化計画書とか何とか作りますけれども、私たちに何が足りないか、それは多分行動じゃないかと思っております。知識や情報等は役場あたりで持っておりますけれども、その行動をするという理念が全くないかと思っております。ですから手を拱いていても何なりませんので、国栄えて山河無しと言われるくらい、役場栄えて地域無しと言われるように、しっかり、こういう所頑張って行かなければならないかと思っております。

それから水田、4 番目が、集落営農、これも機械化等含めてやっていかなければなりません。それから国庫補助事業でのあらゆる農業用施設の長寿命化、これもしなければなりません。それから先程議員が仰ったような土地改良施設の水路、排水路、溜池などの維持管理、これが大きな問題かと思っております。

それから水田転作でございますけれども、確かにあの今仰ったように唐突とあがって参りました。一気に農協あたりの、JA での反対があるかと思えますけれども、途中 TPP の話である程度盛り上がっておりましたけれども。いきなりやっぱ反論がなく、すんなり話合いが付いたかのようにすんなり決まってしまいました。そういう事でこれは 29 年度まで、佐藤議員が言われるようにどうするのかという事でございすけれども、29 年度までは今までの、25 年度までのやり方を踏襲するようなやり方になります。割当て面積が参ります。そして違うところは金額が 7,500 円に、今まで 15 千円していたのが 7,500 円に減ります。それと飼料用作物が 80 千円だったのが 105 千円にアップをします。これは計算する必要もあるのですけれども、今農協あたりもどういう事を考えているか分かりませんが、確かに国民の消費量、米の消費量が

半分に減っております。1960 年代が 110kg くらいでございますので、今は 2012 年で 56.3kg。50 年前からしますと半分に水稻の米の消費量が減っております。これは洋食化とか、或いは人口減少で、回復がこう見込めないとなっております。そういう米の問題があつて、この前新聞で見ましたけれども、J A 全中などが、農協組織が、今どんなことをやっているかというところを見ますと、飼料用作物が 80 千円から 100 千円円にアップすると、そしたら飼料用作物をいっぱい作って減反は 7,500 円下がっても資金をプールして皆で分けようというような考え方。そしたら米が減反でも下げられても生活が出来るというプール式の考え方をやっているのではないかと思っております。これは国が本来減反を止めようという事でございますので、そのお金をどっかにやるべきなのですが、そういう防衛策をしておりますので、非常に結果的には補助金は全く減らないのではないかなと思っております。そういう現場というのは、そうなっていくのではないかと思っております。

それと水張り水田の転作ですか、ここは今まで通り野菜とか、東彼杵町は野菜と大豆とかそういう転作等が主でございますけれども、飼料用作物もあります。確か飼料用作物になれば手取りが増えていきます。ですから皆が特化すれば逆にそういう種子が、種が足りません。今言われてもいきなり言われても来年からは足りるかも分かりません。そういう問題も出てくるのではないかと思っております。

それと水路の維持管理等も言われました通り、高齢化が進みまして溜池の関係者辺りも以前は 70 名 80 名おりましたけれども、今はたかだか 7 名くらいに減っている。そしたら今後維持管理出来るかという事なのです。そうしますと全員 70 名が抜けていっている訳ですが、共同事業でございまして当初からそういう考え方をしっかり農家の方がいらっしゃれば、やめるときに手切れ金みたいに 100 千円下さいと、それを 70 名集めて 7,000 千円貯めていくと、そして 7 名になっても尚且つお金を持って置いて最後に溜池を止める時は、溜池を、綺麗に堤防を切り拓いて廃止しますよと、そういう企業で言えば準備金みたいなことがやっていない。だから今後大きなこの辺の溜池の管理あたりも、問題が出てくるかと思っております。それと溜池はなくなりました、しかし今度は、用水路等は河川からそのまま水が乗らないようになって。来ますけれども、途中の山腹では雨が入ってくる訳ですから、これの管理もとても出来ません。災害が発生するでしょう。そして 3 年くらいやっぱり田んぼを作らないと、言われた通り水田復旧にいきなり水を入れたら畦畔等が崩壊致します。従いましてここは、ある程度諦める所の農地は、諦めて。戦時中の食料難時代に開発した不便なところ、そういう所はある程度見切りをつけて、林地化にすべきじゃないかと思っております。そして残った所は、やっぱり農地水向上対策事業とか中山間地域直接支払制度等を利用して、これは恒久的に国の補助の制度をお願いをしていこうと思っておりますけれども、これで守っていくしかないかなと思っております。

それから防災面ですか、これも合わせまして、確かに水田というのは、田を作れば1m80cm くらいの年間に水を溜めます。ですから貯水ダム、正にダムの役割で災害を防いできた訳ですけれども。そしてまたその水が減水しまして、所謂湧水になって河川に流れて、そして水を浄化して、又それを利用して、又海まで流して、又蒸発して流すというような循環型のシステムになっている訳ですけれども、ここが逆に崩れてきますと、そうしますと湧水量とか水量等が減ってまいりますので災害等の危険性が充分ございますので。如何にして後継者の方、或いは第二種兼業農家あたりの方も含めましてですね、この維持管理は、国の制度等を利用して守っていただければ一番良いかなと思っております。登壇での説明を、答弁を終わります。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今、大体基本的な考え方という点では分かった訳ですけれども、この中で先程申し上げました国の会議の中でこれが提案されたと。この方は生産者でもありませんし、1企業の流通関係のトップだという事ですよね。この方が言えば、言ったら結局2ヶ月しない内に、何の前触れのなかった話が綺麗に決まる訳です。それと今、町長の答弁の中で仰った農業団体をすんなり全国の代表者会議が行われた時に報道されているのでは4つか5つの県の代表者が質問をしたと。しかし、反対はなかったのだから農業者団体も全員が賛成だったのですと。だから農林水産省も動きましたと、国も決めましたと、こういう流れになっている訳です。その中で先程申された今までの減反に対する協力金であった15千円ですか、の補助金がもうあと数日でくる年度には結局7,500円になっていく訳でしょう。そうなった場合に結局協力していて15千円貰っていたのが7,500円になる、先は分かりません。とりあえず29年度までは続けるかもしれませんが。こういう事では先行きが見えない、全く。かといって作って良いのか悪いのか、この点は町長どのようにお考えですか。受け取り方として。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはどうしても我々が手の届かないところでございまして。確かに国からもそういう問題で農林省から直にお出でになりまして、意見を言いましたけれども、若干減反政策とは違いますが農地水の方の力でも話をしましたけれども。日本のそういうやり方で、直接払いという形になる訳ですけれども、小額によって、してはだめですよと逆に私は言いました。もっと専業農家に絞ったやり方をしないと、これは飯米農家まで含めまして補助金をやっている、ですからここは全部ばら撒きじゃなくて重点的にやるべきだと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

それと、もう1つお金の問題でいきますと、飼料米の作付けをすると80千円だったのが105千円になり増やしますよと、これは良い事でしょう。しかし、飼料米というのは誰がどうやって作りました、誰が買い取って販売してくれますか、っていうのは決まっていない訳です。これは完全に飼料米は作った人が自分で責任持って買い取り先を見つけて、契約書を交わして、その契約書を持って申請を下さい、だったら105千円差し上げましょうと。一般の農家の方が、どうやって飼料米を買い取ってくれるところを見付けて回ります。特に飼料米というのは私の知識の中で言わせていただくと、主に養鶏業者なのです、飼料米を使っているところは。米を食わせて牛を大きくするとか、豚に使うとかという問題はあまり今まで聞いていない訳です。その中で、自分で見つけて契約書を付けて申請をします。この問題について町長どうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、ちょっと私も無理だと思っております。というのは東彼杵町の場合、仮に飼料米をいくら作っても、まずライスセンターが機能しません、できません。だからどこに持っていくかという事で、その辺も全く議論されておられません。ただお金が一人歩きして、そっちが有利ですよという話だけです。しかし全農あたりが、全中あたりが言っているのは、それはどんどんやりましょうといいますけれども、実態を見れば議員が仰る通り全く出来ません。私達も12月に決まった訳ですから。ここ3ヵ月間でそういう設備も出来ませんし、そういう指導も農協ともやっておりませんし、農協さんから何らそういう話もあっておりません。ただ今各地域では実行組合長会議において今年の配分はいくらですよ。こういう補助金がありますよという説明をしておりますので、中身は本当申し訳ございませんけれども、無責任なただお金だけの話になっております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

飼料米というのは、そもそも素人考えの農林水産省の、結局今さっき言いました畜産にとってはトウモロコシだとか何だとか不足しているから、これを輸入しないといけない。そうなら米を作って畜産で使えばいいと、こういう発想じゃなかったかと思うのです、始まりは。そしたらちょっと見解の相違っていったらおかしいですけども、資料の読み違いかなんかですけども。飼料米というのは結局精米しないでいい訳です、脱穀してそのまま鶏は食べる訳です、殻のまま。殻が付いていてもかまわな

い訳です、鶏にとっては。だからそういう点で、これは丁度今からスケジュール辺りで見せていただくと、今から実行組合長会議とか何とかされるという事ですけれども、専門家辺りからどういう反響が返ってくるのか、専門の米を作っておられる方からどういう反応が返ってくるのか、という事を期待している訳ですけれども。ここで申しますのは米農家という方々がどんどん減ってきております、近所で、お付き合いで作っておられる方も多いでしょう。そしたらさっき申しました水路の維持管理、溜池の維持管理、ここら辺についてちょっと町長もう一度見解お願いしたいのですが。結局水運ぶ通す水路、或いは水を蓄えておく溜池、維持費。私が考えているのが、ここが例えば維持する為に今それを媒体として人と人の繋がり、ひいては地区の繋がり、こういう点が、今から先「おいはもうしわえんばい、もうやめるばい」という方がどんどんどんどん増えていくとすると、この地区の構成自体も変わってきませんか。繋がっている部分は水であり水田であって、繋がってきていたこれがなくなってくる。これが町にとっての損失として大きいと私は考える訳ですけれども。町長、見解はどのようにお考えですか、この点については。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正にその通りです。さっきも言いました通り、所謂中山間事業というのが該当する訳ですけれども、所謂維持管理をして、それに手厚く国の方から中山間事業という事で、直接払いで補助があります。これがある間は、頑張ってもらわないといけないのですけど。残念ながら高齢化進んでいるところ、そこはそれすら、所謂農業離れが全部あっていますのでもう作らないという事なのです。そこが一番問題です。ですからそこら辺をどうするかというのはやっぱり役場が、ああしなさいこうしなさいというのはできませんけれども、それも一つのまちづくりと考えていますので、是非そういう事をどなたかやっていただくという方策。所謂新規就農とか、都会から田舎に来て頂くとか、そういう方も交えて、漁業も含めてですけれども、そういう後継者育成、或いはそういう農家の継承の意味ですか、その辺を大事にしていかなければいけないという事を、やっぱり地域の皆で理解してもらうような施策を展開していかなければいけないという事で考えております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

もう1つです。この減反政策の中で常々今まで進められてきていた経営規模拡大。一軒で広げなさいという話が補助金もありますし、農地の取得も易しくなっています。しかし、実績として東彼杵町の場合、ここ数年間を見てもどれくらいの実績がございました。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

補填につきましてはということでかなりあってはいますが、水田に関しては殆どありません。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

という事でありますと、考えてみても分かる訳です、経営規模拡大。どうしてこの丘陵地の棚田の水田を引き受けて経営を拡大するという意欲のある方は、まずいらっしやらないだろうと考えるのが順当なところではありますけれども。結局先程質問の中にも申し上げましたように、災害復旧という名の下でいくらの結局税ですよ。本人の負担は1%とか何とかで済ませる訳でしょうけれども、あとは国税にしる町の負担にしる、これでいくらかでも災害復旧したところは、今行ってください。あちこち見て回ってください。現状は耕作放棄地の中にいっぱいある訳です、新しいブロックで積み上げた石垣とか。これはやむを得ず止められたのだらうと思うのですが。今から先、この減反によってというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、結局生産調整の奨励金で成り立っていた農業っていうやつが、40年飼いなされてきた訳です農家が。そしたらその根本がなぶられる訳ですから、だったら今度はこの機会に先程言いました水路の維持費の負担だとか何とかという事も含めたところで、止めましょうという方がまた増えてくる。それは「作って下さいよ」「はああ」と言うわけば、田植えの時期を逃せばもう終わりですので、水田の場合ですね。こういう点をどういう風に、町長は町民を鼓舞してですね、結局アイデアを持った作物を作る。そういう方策というのは町長どのようにお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それが所謂農業振興策になります。先程申しました通り後継者問題とか、或いは今回致します自然農法とか、新たな取り組み、展開、これを図らなければ、今のままでは全て農家の方が止めていく訳ですから。しかし今度は町外からでも農業をしたいという人が入ってきていますので、そういう人達を、受け入れをして、そして農業の継承をしていただくと。もうこれしかありません。居なくなれば居る人を探すしかござ

いせんので、もうそれ1点だと思います。だからあとは家庭の中でそういう話をされて、或いは補助制度がなくなれば本当壊滅的な事になります。それでいいのかというのを、やっぱり私も今回の一般質問でも言われました通り、農業所得の問題、ここを見たときに本当にやっていけるかなと、大変厳しい時代になっているなど実感しておりますので、今後ますますそういう面も含めて、さっき言いました、役場が農家に入って所得の問題、そこまで話したことがあるのかと、通り一遍に今年の転作の面積はこれだけですではなくて、本当に農業どうしていくのかというのをやっぱり議論していかないと、全く農業がなくなってしまうので。これ、なくなるのは大変な事ですので、そういう残った土地は中山間で守っていくとか、そういう事しかできませんので。町に財政豊かであれば問題ない訳ですけども、ですから色々な情報発信をして、農業の町だということをアピールしながら色々な展開をしながら、農業をする人を探すというのが一番最大かなと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

これは国の方針でございますので、それは聞いておられる方も私が「何ば言いよらっとなつて、国で決まった事ばいくら言っても一緒たい。」というお話かもしれませんが。あの何と言います、一大転換と私は捉えている訳です、この減反政策の廃止というのは。実際米作りされている方もこの辺もいらっしゃるようですけども、別に疑問にも思わず、「国の言うとおりにすればよかしたい」と仰ればたったそれだけの事ですけども。あえて申し上げれば、結局今言うように生産が成り立っていない。今でも結局金にはなっていないけれど、「周りとの付き合いで作らんとたい」と、田んぼの真ん中ば耕作放棄出来るものかという事でされているところもあるかもしれませんが。ただ皆さん方で考えて頂きたいのは、圃場整備はしました、ここに多額の結局経費を使って、それで今もう昨年でしたか、私がお尋ねした時に答えて頂きましたけれども。その土地改良事業での個人の負担金は、償還はもう済んでおりますということでしたが。そしたら尚更、私が圃場整備の終わったところだけが今から先10年後残っていくのではないかと、それ以外の水田についてはもう効率性が悪い。今でも結局自分で米を作るよりも買った方が安上がりだという風に考えておられる方も多いし、実績に算盤を弾いてみればそうでしょう。だったら、そうならないように町長、我々もそうですが無責任に言うだけではいけませんので、今から先の農業振興策については、また一層協力していかないと。そして明日の見える仕事に誰も就かないわけです、はっきり言って。だから農業イコール米作、これが先の見えるような政策、或いは制度、こういうものを作っていこうという事で、皆さん方と一緒に町長が率先して頑張ってもらくというような事について、町長のお考えをお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基本的に水稻政策は大変難しゅうございます。要するに米を消費しないと、120kg 食べていたのが 50kg に減ってしまったということで、半分に減っている訳です。もつと減るでしょう。どんどん洋食化になってパン辺りが、主食が米を、ご飯をパンが抜きましたので 1 世帯辺りの消費量が。そしたら米は自然と潰れていきます。そしてあと飼料米の話でありますけれども、東彼杵町では、減反減反と言っておりますけれども飼料米を作っているのは 20 a だけです。300 何十町あって 26.6% くらいの減反でいきますと、100 町 200 町くらいが減反です。そこに作らないのです。大豆も何袋かの話です。ですから非常にあの自己保全管理といいますけれども、何も言われなくてそのままっていうのが、それが現状ですので大変厳しいです。しかしそれが現実ですから、そこをどうするかというのは町だけではとても出来ません。従いまして何度も繰り返しになりますけれども、町も今度は地域に入って本当にどうすればいいのか、所謂野菜辺りを展開すれば何がいいのか、皆でやらないとどうにもなりません。これは町だけ理論だけでは勿論できません。ですから今回、道の駅辺りも広くしますので、そういう野菜づくりとか何か、知恵を出していかなければ、この町は、農業は減びるかと思っておりますので。是非町民皆様方のご理解を得ながら、町も率先して振興して参ろうと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

先程も言いましたけれども、生産者が、自分達が米を作りたいから生産調整は止めてくださいとか、そういうような事で廃止になるのならば良い事だと思うのです。ただ 1 民間企業の経営しておられる方が、年間に 6 万 t、ここの会社だけで年間に 6 万 t 米を消費するらしいです。そしたら競争力を激しくして安くで米を買いたい、自分の会社は儲けたい。だから生産調整は止めてくださいというお考えなのです。これでいくとまた農家の方は踏み台にされて、自分達の生活を踏みにじられて、そしてそういう全国に何千店舗とある店ですから、そういうようなところにお買い物に行かれる訳です。そこでは潰されて、こっちでは儲けさせてという感じになっていく訳ですけれども。こういう制度自体がおかしいことであって、何と言います、この民間の会社関係ですから、先程言いました飼料米の買取であるとか、斡旋であるとかそういう点にもう少し事務費的ものを渡すとか、そういうようなことをしていかないと、今後尚更これ飼料米潰れていきます。いくら補助金をあげましたって、3 割強あげました、105 千円にしました。売れない物を何の為に作るかという事になっていく訳です。だ

からこういう点について、町長は機会を捉えて実際の農家の方々の意見も踏まえて、要望として国、県辺りにどんどん上げていくというお考えはどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、当然県の方にも話をしなくてはなりませんので、これは大変重要な問題で、この水田対策は、地方ではなかなか声があがってきません。何と言いますか。今まで通り、通り一遍の話で、我々の町村会辺りの減反政策でもそういう話が、要望があがっているかというところであがっておりません。従いまして、どっちかという諦めモードとかになっております。しかしこれは、議員も仰るように米で儲かっている方もいらっしゃいます。輸出の面とか、それはそれなりに努力をされている訳ですから。後は気持ちの持ちようでございますので、決してその今から 29 年度まではそういう割当てとかいきますけれども、それから 30 年以降はどうなるかわかりません。しかしやっぱり補助金に頼っているという農業のあり方で、減反政策の誤りというのが、ここでやっぱり 30 年後はしっかりそれに向けてやるべきではないかと思っております。もちろんその日に向けて、これからの 26 年から 29 年までの新たな減反政策に、反省を踏まえて、今後ともそういう状況を見ながら国の方、或いは県の方に色んな要望をして参ろうと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

そういうような事で、ここで私が言ったから何が変わるという訳でもありませんし、町長がまた県辺りに行かれてそういうお話をされて、何が直ぐ変わるというお話しでもないという事は十分に理解している訳ですけれども。こういうような事が結局もう地方分権の 1 つなのです。割当ては国、県はしません。自分達で自主的にあなた達、どの程度生産を押さえられるのか、自分達で実績を作って持ってきたさいというやり方によって変わっていくだけの話なのです。だったら、今役場の職員さん方もこの為だけに専任の職員を配置しないとやっていけないだろうと思うのです、おそらく兼任では。そうなってくると財政上の、結局誰がどうするのだという話がまた蒸し返してくるわけ。だから何も今日、明日結論が出る話ではないという事は充分何度も言いますが分かっております。ただ平成 29 年度までは移行期間ですので、30 年度に今の制度は廃止するのだという事だけは決まっている。当然 12 月に決定した訳ですから、今まで、がやがやがやがや、あれしようこれしようという事で、おそらく国の役人さん方も走って回っているのです。だからこういう点でいくらでも生産者の意欲を掻き立て、或いは作って良かったと思えるような米作りに。渡邊町長の先程の考え方でいく

とそういうお考えのようですので、1つ全面的に頑張ってもらおうという事をお願いしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（森敏則君）

これで7番議員佐藤隆善君の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 41 分）

再 開（午後 1 時 20 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。午前中に引続き一般質問を続けます。それでは次に3番議員浪瀬真吾君の質問を許します。

3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

皆さんこんにちは。私は先に通告しておりました学校統廃合についてお尋ねを致します。全国的に人口が減少する中で我が町の人口も年々減少し、少子高齢化の波は大きく押し寄せています。高齢化率のアップと共に出生率も低下し、昨今の状況は毎年40、50人台の出生となっています。そういった中で町内の各小学校、中学校の児童生徒数も減少し、将来を担っていく子ども達のより良い教育環境を鑑みる時、より多くの同年代による学習する機会を設け、お互い切磋琢磨しながら成長していくことが好ましいとの考えから、平成19年の6月議会でも一般質問をして、町当局の考え方を正しておりましたが、ようやく方向性が見えてきたようです。教育委員会でも学校規模適正化懇話会の設置を始め、各地域や諸団体の代表者による検討委員会の会議による結果を踏まえ、校区ごとにPTAや地域住民の皆様に、統廃合については基本方針としては中学校を先に統合して、小学校についてはその後様子を見ながら、音琴小学校・大楠小学校・彼杵小学校を統合し彼杵地区を1校にまとめ、千綿小学校と町内小学校2校で進めていきたいとの説明会を開催されたところであります。と同時に、議会でも学校適正規模調査検討特別委員会を設置し、学校統廃合された熊本県の津奈木町の視察研修、並びに音琴小学校における複式授業の実態を調査し、また教育委員会による学校適正化説明会にもオブザーバーとして出席し、より良い方向性を見出すため、教育委員会と共に2年を超える10回の委員会を重ね、調査研究をしてきたところであります。

中学校においては1学年の学級編成は4クラス以上が適正といわれ、小学校においても1学年2クラス以上が適正といわれ、現在では多くの同年代の様々な意見を聞く機会が失われ、お互い切磋琢磨する環境が整っていない状況であり、将来的に著しく生徒数が低下した場合は、小学校1校、中学校1校と考えるが、現実を鑑みた場合、小学校2校、中学校1校が望ましいとの報告書を提出したところであります。

また、産業建設文教常任委員会でも昨年 11 月、熊本県のあさぎり町教育委員会に出向き、中学校統廃合の経緯を説明してもらい、統廃合前と比較した場合、学年も 4、5 クラスになり、数多くの人と接する機会が増え、クラス替えなどもあり、お互い切磋琢磨することにより学力も向上し、部活などの選択肢も増え、各大会に出場する事によって生徒の自信になっているという事でした。教育委員会においては、町内では様々な意見がある中で教育委員会での考え方を集約させ、2 月 12 日、統廃合の説明会を町総合会館で開催されたところであります。その中で小学校は音琴小学校、大楠小学校を彼杵小学校に平成 28 年 4 月 1 日に統合して、町内彼杵小学校と千綿小学校の 2 校、中学校の統合については白紙との説明でありました。統廃合に関わる準備として協議会や作業部会の設置を考えておられ、作業部会としては学校運営部会・学校施設部会・通学部会・PTA 部会・閉校準備部会と開校準備部会などとして協議しながら進めていくとの事です。ご承知の通り条例も議会に諮り改廃をしなければなりません。また子ども達がスムーズに新しい学校に馴染む為にも色んな施策を講じなければなりません。目標の日程通り進める為の工程は具体的にどのように考えておられるのか。また中学校の生徒数の推移を見る限り白紙といわれるのは疑問が生じます。町長、教育長のそれぞれの見解をお尋ね致します。登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず学校統廃合でございますけれども、小学校に関しましては今議員の方から説明がありました通り、それぞれ説明会もまだありますけれども彼杵地区の 3 校を 1 校に統合するという事で説明会も開催されておりますので、今後引き続きまた説明会等もなされる模様ですので、統合計画の案を私も一度教育委員会の方からお聞きしておりますので、早い時期に町長部局の方にまとまった計画案が提示されると思っております。速やかに議会の方には状況を伝えたいと考えております。

中学校につきましては、引き続き状況を見極めたいと思っております。これは今私が答える時期ではないと思っておりますので、引き続き見極めながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

浪瀬議員のご質問にお答え致します。教育委員会としては学校統廃合含めた学校規模の適正化を図る為の方針、保護者や地域の方々への説明、ご意見等伺ったところがございます。その経緯については浪瀬議員のご指摘の通りであります。中学校を 1 校とすることにつきましては、特に千綿地区の保護者の方々や地域の皆様のご意見で統合については反対及び慎重論が殆どでありました。学校規模の適正化を計る上で講ずるべき方策

として、1 番目にあげておりました P T A や地域で充分協議してもらう事、そしてその事を踏まえて教育委員会の方で協議し、この事を理解していただくには時間がまだまだ必要であると判断致しました。その事については去る 2 月 12 日に説明させて頂いたところです。

小学校につきましては中学校の後という事で基本方針を提示していましたが、来年度、大楠小学校に 2 つ目の複式学級が出現致します。そういう事を踏まえながら、早急に学校規模の適正化を図る必要があると教育委員会で協議、判断し、まず小学校の方の学校配置を実施するという事になりました。この事についても先日の説明会でお話をさせて頂いたところです。小学校の件につきましては今後 P T A での協議、区長さんを中心とした地域への説明等で理解をしていただければ実施の方向で行く予定であります。実施に向けての行動概要については教育次長の方から説明をさせます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

それでは統廃合に係る具体的な行動計画につきまして概要をご説明致します。教育長からの説明もありましたように、現在小学校の統廃合の実施計画につきまして保護者への説明会を先月実施致しました。今後の予定と致しまして、関係する校区の地域の方に実施計画の説明を行って参りたいと考えております。その上で私どもが提案致しました実施計画に地域保護者一定の理解が得られた場合には、関係する学校の条例につきまして議会の方に改正をお願いしたいと考えております。その後具体的な統合に向けての計画を進めていく事になりますけれども、その中で先程議員からのお話にもありました様に、作業部会を設置致したいと考えております。これにつきましては統廃合の実施計画の中にも盛り込んでおります。他町の先見の事例を見てもと議会での条例可決後、やはり各校の摺り合わせ、作業部会による話し合い等には少なくとも 1 年は要しているようでございます。本町におきましても、小学校の統合計画におきましては 3 校を統合という事で計画を致しておりますので、それぞれの学校で実施してきた事の摺り合わせという事を話し合う場合には、最低でもやはり 1 年は必要じゃないかと考えております。

また、統合に伴いまして児童が戸惑うことなく新しい学校へ馴染んでいけるように、それぞれの学校間での交流学习というのも非常に重要になってくると考えております。それにつきましても、1 学期から 3 学期まで 1 年を通したスケジュールの中で、それぞれの学校間で交流の計画をしなければならないと考えております。目標年次を示しておりますので、そこから考えますと色々な実務的な具体的な作業、それから各学校間の交流計画につきましてはその 1 年前、1 年間かけて充分実施をしていきたい。それまでの

間に各地域は保護者に十分に説明を致しまして、理解を得て、そういったところのスケジュールで考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

町長にお尋ねを致したいと思います。先程私が当初申し述べました通りに、町内の児童生徒数がどんどん減ってきている訳です。そういった中で、やはり統廃合というのは避けられないというのは以前から言われていた問題だと。本当に最重要課題でもあろうかと思っております。そういった中で、町長の考え方、そこをどの様に考えておられるのか、ただもう人の意見を聞いてばかりではちょっとやっぱりいけないのではないかと思うわけです。町長としてどういう風に思っておられるのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

人の意見ばかり聞いてと言われますけれども、まず聞くことが大事だろうと思っております。勝手には出来ません。まず聞くことが大事ですので、見極めたいと思っております。それから考え方がどうかということですが、20 年 30 年後の学校でピリオドを打つのか、今打つのか、ただ焦点はそれだけだと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私は、やはりもうこれだけ人口が減ってきて、生徒数も昔の半分以下になってきている訳です。そういった中でやはりお互い切磋琢磨していく環境、或いは中学校においては特にクラブ活動などは選択肢がないような状況になってきているわけです。そういった中で、やはり人の意見ばかり聞いてというのは、やっぱり現実を直視して頂かないと、これはちょっと大変な事ではないかなと。やっぱりクラスが色々スポーツをやるにしても出来ない人数ですので。特にそれには男女間、結局中学校になれば、大方半分位の方が男女別々いるわけですから、同じようなクラブはちょっとなかなか中学校になれば、出来ないような状況になってくる訳です。ですからやっぱりここは千綿地区の保護者の方に聞いても、「やはり早く統合してもらわねばね」と言う方もおられる訳ですね。先程教育長はその反対意見が多かったと言われますけども、実際学校適正化に関わる説明会という事で千綿地区、彼岸の 3 校地区で、そういったそれでまた全体の説明会としてその学校別の児童生徒数の推移とか、教育に関しての学校規模についての基本的な考え方とか、或いは学校規模の適正化を行う上で講ずべき方策とか、適正校の配置に向けての方針とか、そういったものを示されて教育委員会としては、中学校 1 校を先にして小

学校は後からしますよと言って、本当に示された訳なのです。ですから一般の方もそういう風になるのではないだろうかと思う人は逆に各説明会にも行かないで、逆に反対する声の方が逆にそういった所にお集まりが多くて、そういった声が広く高ぶってきたのではないだろうかとは私はそういう風に思っていますが。やはり町長が、やはりそこは積極的にある程度はこういう風になるのですかねとか、その町長部局と教育部局のその折り合わせとかその話し合いは何度くらいされたのですか。お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、教育委員会がありますので、町長部局じゃなくて教育委員会でまず揉んでもらわないと、町長部局からいきなり決断というのは、なかなかまだ今のところ出来ません。ですから教育委員会からは、この彼杵地区の3校の合併案をもって、そして工程表を持って打ち合わせを1回しました。それで私は即決で、それは私も認めますという事で、それを3月の議会であげるのか6月の議会であげるのか、多分3月は無理でしょうから6月の議会くらいであがるのではないかとということで判断をしております。後、中学校につきましては、私は1度も、そういうこう町民の方から説明会も意見も公開もしておりません。ですからそれは小学校でも言えないのですけれども、やろうという町民の皆さん方がいらっしゃれば小学校は出来る訳です、今から中学校辺りも聞いて回っていいのですけども。女性対話集会辺りではそれぞれあります、反対賛成あります。ですから、それは聞かないと分かりませんので、これから保護者辺りにも私も聞いて回ります。しかしさっきも言いましたように、何度も言いますように、要するに今言われた環境です。子ども達の数とか、経済状況とか、色んな全体的にトータルに見ますと、今合併したが良いのか、20年30年後に合併したが良いのか、そこを判断すれば一番良いと思っておりますので、そこは私が決めさせていただきます。それは早急に今決めろというのは出来ませんけども、近いうちに結論を出していこうと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

私が町長にお尋ねしたいのは、その30年後20年後じゃなくて、もうそこまで来ているのです。ですから町長の考え方がどうなのですかと私はお尋ねをしているのです。それを20年後30年後ってもうそういう事を尋ねている訳ではございません。ここはやっぱり早急に子ども達の教育環境を整えていかなければならないとか、そういった言葉が返ってくるのではないだろうかとは私は期待をして、申し上げている訳ですが、そういった事が返ってきませんし。聞こうと思っていたのですが、女性との対話集会の中でも積極的に、今教育委員会ではこういう風な事をやっております、そういった事で皆さん方はどうですかと。私もこれは地元の話なのですから、「やはりもう統合をせんとい

かんよ」と、「議会は何しよつとね」と、こういう風な言葉を頂きますし、去る議会改革の説明会の折でも、ある地区は「議会は何しよつと」とかそういったお叱りも受けたところもありますし、そしてまた検討委員会とか懇話会で、そういったところを出した集約して今回教育委員会もされた訳ですけれども、そういったところの重みというのはどういう風に考えておられるのかです。まずそこを教育長に懇話会とか検討委員会そういった中で集約されて、この適正化にかかる説明会をされたかと思いますが、そういう所に対しての今回の重み、それと今回中学校を白紙と言われたその経緯です。そこら辺をそういった方々に説明をされたのか、何故白紙とされたのか先程ルール説明がありましたけれどもお尋ね致したいと思います。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

懇話会、検討委員会を開き設置しまして、ご意見等を聞き基本方針として中学校1校小学校2校というのを提示した訳です。学校というのはやはり地域、それから保護者を含めた地域の方々、そういう中の信頼関係の中で成っている部分が大きい。その懇話会、検討委員会で出されましたそういうのを参考にしながら、教育委員会でこの方針でいこうということだった訳です。これはそれまでの準備の段階としては、それぞれのお立場の方々のご意見を聞いて、今後の本町の東彼杵町の教育の方向を決めていこうという事から、中1小2という事を出した訳です。しかしその後の説明会等々におきまして、殆どの保護者の方は100名ぐらい来ておられました、2回目の説明会の折に。要するに慎重論、そういう意見が約8割方でした。あとの何人かは直ぐお願いしたいというご意見も出ました。そういう内容等々を教育委員会で協議しながら白紙と、もう少し時間が掛かるという事であります。と言いますのは、やはり色んな経緯が、過去の、具体的にはもう議員さん方には特別委員会の中でお話していたと思います。その説明会の折のご意見、地域の方のご意見、ご意向等は。そういう事でその事をやはり風通しを良くするためには、まだ時間が掛かるという事で、そういう何時何時までというのは期日等については白紙に戻して、もう一回地域に入ってそういう事をご理解いただく場がまだ必要であるというように考えた訳です。従って白紙に戻したという事であります。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

その白紙という言葉について、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが。それは白紙という事は教育委員の皆さんの意見で白紙に戻そうという風な話し合いをされたのですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育委員会はその都度説明会を開いた後に次の教育委員会で、その時については5人おりますので5人で協議を重ねて、そこで結論を出しております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

その先程言いました白紙というのを5人で白紙に戻そうという事をされたのですかとお尋ねしたのですが。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

その通りです。やはりこう私1人で云々じゃなくて5人で合議制ですので、5人で話し合いながら結論を出していております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

私は今教育長が言われたようには賜っておりませんで、やはり本来ならもう少し時間がかかるから白紙じゃなくて、継続というような感じでやって行くべきではないだろうかと私は思ってお尋ねをしたところでございますが、先程も教育長がそういう風に言われましたのでそれ以上はもう追及はしませんけれども。やはり、今から先の子どものことを考えると、今まで教育長も県内のあちこちの小中学校とかそういった学校関係の教育者としてやってこられた訳です。そういった中でやはり統合というものをどの程度捉えておられるのか。やっぱり今しなければならぬと考えておられるのか、それはやはり上手い具合に言えば、皆さんの意見を聞いて皆さんの意見を聞いてと言えは聞こえは良い訳ですけれども、教育長として今の東彼杵町の現実を見た時にどんな風に考えておられるかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それは最初の基本方針の通りです。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

今教育長から最初の基本の通りという事で、中学校1校、小学校2校という事で基本的にそういう風に考えておられると言われれば、もっと各地区の集会辺りに、出向いて行って説明会を積極的にやらないと。これはもうどここの校区別に集まって来てくだ

さいというような、この間の2月12日の説明会も彼杵地区でされましたけれども、これは音琴地区に出向いていくとか、大楠地区に出向いていくとか、或いはまた千綿地区に出向いていくとか、そういった出向いて行って膝を突き合わせて話をしない事には、ただ事務的な処理のような感じにしか見えませんので。もう少しそこは努力して、大変だと思います。色々反対意見もある中で教育長も大変だと思います。また教育委員の皆さんも大変だということは承知しておりますが、やはりそこは腹をくくってかかっているかないと、これはなかなか進まない事案だと私はこう思っておりますので。そこで、この間された2月12日の説明会。その案内は彼杵地区には年末に、多分区長さんのあれと一緒に来ていたと思いますが、そこをまず千綿地区の人は見えてなかったなというような気がする訳ですが、その辺の説明をもう一回お願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今のご質問の前に白紙という言葉ですね。その裏には継続してご理解を求める、今出向いたりしながらという事で賜ったのですけれども、その様な方法を取りながらやっぱり理解をして頂くという方法は取りたいと思います。2月12日の説明会は小学校の統廃合に関わる説明会でした。だから中学校については千綿地区には案内を致しませんでした。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

本来ならですよ、最初にこの学校適正化に関わる説明会という事で、中学校1校、小学校2校とされているなら、それを白紙に戻すような話だったら、それも一緒に集めてすべきではなかったのですか、どうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

議員さんの方からそう指摘されればそういう事もと考えておりますが、私教育委員会として今回は一応小学校をという事でしたので小学校、彼杵地区の3校へのご案内という事でありました。今、浪瀬議員からご指摘受けました事、これは中学校についてはその白紙ということを出しましたので、そうしなきゃいけなかったかなとは思いますが、内容についてはやはり小学校の3校という事でありますので、やはり案内は彼杵地区だけという事で良いかなと私は思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

その教育長が白紙と言われた事によってですね、この前説明会をされた後に各地域からの、そういったもっと説明をしてくれというような声はありませんでしたか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

私の耳には入ってきておりません。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私が聞いたところによりますと音琴地区に説明に行かれたのではないですか、説明会の後。そして坂本にも行く予定に今日されているのではないですか、違いますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

その件は音琴地区、音琴地区は区長さん、総代さんが来られましたので、小学校の件で地域、今度新旧交代のなんと言うのですか郷集会とか自治会があるので、きちんと伝えとかないといけないので、2 月 12 日の日に来れなかったので説明に来てもらえませんかという事で先週の金曜日の夜、大音琴公民館で区長さん、総代さん 4 地区集まっておられましたので、その中で 2 月 12 日に説明した内容をお話させていただきました。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

ですからそういったので、先程私が尋ねたときはありませんでした。さっき言っちゃって突っ込んで聞いたら、もうそういう風に、疑問がこう生じる訳ですけれども。やはりそういった中で、音琴、大楠地区の方は、中学校を統合するなら小学校もやむを得ないのではないかなと、小学校も反対する訳にいけないなという風な、そういった考え方を持っておられる方もおられるのです、逆に。そしたら中学校もするなら小学校もやむを得ないだろうと、そういった方もおられるのです、全部が全部じゃないのでしょうか。そういったところを踏まえて考えると、中学校を今度その出来ないとなれば、またそこで色んな意見も出てこないとも限らないと私はそういう風に思っております。これは、小学校はスムーズに、とにかく中学校が出来なければ、小学校をスムーズに、彼杵地区だけでも早くまとめて複式の解消で、そういった少人数学級の解消に努めなければならないと思っております。そういったことで教育委員会、事務局も、教育委員さんも一緒に含めたところで頑張っていただきたいなと思っております。私の、議会としまして、先程も申しましたように 10 回以上する中で、私も特に委員長させていただいておりますので、ちょくちょく教育委員会の方にも、教育長の方にも打ち合わ

せをしながらしてきた訳ですが。本来から言えば議会をもっと前面に出してすべきだったなと思うこともある訳ですが、やはり教育委員会のメンツもあられるのではな
いかなと思って、議会も、後を進める様な形でやってきておったのも事実でございます。
そういったことで、今後その小学校、中学校は一時ちょっと中断しますので、小学校に
ついて統廃合について、お尋ねをしますけれども、先程もありました様に交流学习、あ
るいはPTA辺りの交流会をされると聞いておりますが。具体的に、その1学期から3
学期までの間に色々やると言われておりますが、どのような内容をされるのか、今の段
階で練っておられれば、出来ていなければ分かりませんけれども、多分そういった事ま
で考えてされているのではなかろうかと思っておりますのでお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

議会、町長部局と摺り合わせの中で、議会で承認していただいてからの動きというこ
とに最終的にはなります。先程議員の方からもありました様に、そこで交流を図って違
和感なく統合が出来る、子ども達にとって違和感なく出来るという事が大切であります。
ちょっと具体的な摺り合わせを、各学校2点スケジュールがありますからしてませんけ
ども、例えば修学旅行とかですね、あと交流学习とか色んな体験学習とかありますので。
そういう物とかスポーツ的なものはある程度触れ合いが、代表が来て触れ合っています
けれども、全員参加でそういうスポーツ的なふれあいとか、具体的には今から詰めていき
たいという風に考えておりますが、やはり子ども達が顔見知りになって、最終的に出会
うという場は作っていかなければいけないと思っております。以上であります。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

具体的にそういった詳細にあたっては、今教育長が仰ったようにまだ煮詰めていない
部分もあるのではないだろうかとは思っておりましたが、やはりそこまで、もう早くす
るなら、しようと思えば、そこまでやっぱりある程度たたき台を作っておいてやるのが
やっぱり教育委員会の仕事ではないだろうか、私はこう思うわけですよ。そういった
中でPTA辺りも、やはりそういった交流会をして、子ども達のバックアップをする訳
ですので、そういったPTA関係についてはどのように考えておられますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

小学校の統合実施計画の中でも謳っておりますけども、実務的な摺り合わせを行う部会としてPTA部会もあげております。但し、前提としては統廃合の実施計画に保護者、地域の同意を得てからすべきという事が前提になっておりますので、作業部会で実務的な協議を行いますけども、現時点では先月12日に保護者に説明を致し、同様の実施計画について、これから更に音琴・大楠地区に説明をして、理解を求めていくという風なことがまず優先されるのではないかなと考えております。その後理解が得られた後、PTA作業部会辺りを中心に各PTAでの交流、或いは摺り合わせ等は実施をしていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

それで子ども達の交流学习とかPTAの交流部会ですね、そういった交流をするにあたっての、或いは予算的なもの、そういったものはどのように取扱いをされるようにしておりますか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

統廃合に係る関係予算につきまして、まず前段に設置条例等の基本となる部分の条例の改正が必要と考えております。それらを議会で承認を得た後に、必要な事業計画に係る予算については議会にお願い致したいと考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

これは後で審議をしなければいけませんが、一般会計まだ上程をされていない訳ですが、予算書を見る限りですね、PTA連合会の補助金で、大幅にカットしてあった訳です。私は本来アップしてあるのかなと思って、ちょっと予算書を見たら70何万くらいカットしてあった訳です。だからそこをちょっと疑問に思ったものですから、そこはその結局統廃合設置条例が出来てから、補正予算で組むと言われたらそれまででしょうけれども。そのカットしてある理由は、これは一般質問では出来ませんので後で予算審議の時に、改めて質問をしたいと思っておりますけれども。ちょっとおかしいなと感じたものですから、ちょっとこの場で言っておきたいと思っております。そういった中で各音琴・大楠地

区、彼杵小学校に統合して通わせるという事でスクールバスを無償ですと、保護者は、負担は無料という事で、川内・飯盛地区も含めてそういった事でバスを確保してするという事でございましたが。これは統廃合と関係ないと言えそうかもしれませんが、やはり今の小・中学校の生徒は町営バスを利用している訳です。そういった中でこれは町長部局に尋ねるべきはずのものかと思いますが、そういった中で朝1回、昼、帰りの下校時に3便とかと書いてありましたけれども、一般町民方あたりの、利用辺りがどのようになってくるのかなと、そこもちょっと幅広くこう思えば、統廃合バスが変わってくる訳ですので、どのようになってくるのかなと、分かれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然それは設置条例とかあがってくれば具体的に説明があがってきますけども、スクールバスと町バスは両方使うという事は出来ませんので、それは別々でございます。それははっきり言えると思います。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

ちょっと今のは町長の早口で言われたので、よく理解がちょっと私も聞き取れませんでしたが、別々にスクールバスと町営バスとするという事だったのですか。一緒に、別々にする事が出来ないというわけなのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

別々にしなければなりません。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

今回ですね、作業部会を設けて色々な方策を検討するということですね、先程も申し上げましたように色々なPTA関係とか閉校とか開校はですね、そういった準備部会等がありますが、そういった方のメンバー、どのような方の選出を基本として思っておられるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

作業部会の具体的なメンバーにつきましては、まだ検討段階ではありますが、当然学校関係者、それから保護者、そして地域の皆様は必ず入って頂かなければならないと考えております。その他にもまちづくり関係の行政の職員、或いは学識を有する方にも是非入って頂いて、色んな方面からの意見を出して頂いて、子ども達の教育環境、新しい教育環境の整備に向けて取組んでいく必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

色々な作業部会は今教育次長が仰ったようにこうされると思いますが、廃校後の利用についてですね、その現段階では色々問題もこうあるかと思いますが、どのような状況なのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の件については議員さん方からも、特別委員会等での指摘は受けておりました。前回7日の日に行った音琴の説明会でもその跡地の利活用について示して欲しいと、そういうものをもって説明はして欲しいという要望も受けたまわっております。従いまして、これはここであの今こういう風に活用するというのは具体的な形のものを持ちませんが。ただ必要なことは、やはり地域の方がそのやはり学校というのは、やっぱりその地域の中心になっている、文化活動の中心に、事実的にも中心的なところがありますので。地域の方のご意見、あと町長部局との色々な意見交換等々、あと教育委員での判断等々を考慮しながら、その跡地利用については提案、提議していきたいというふうに考えております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

小学校については28年の4月1日からスタートするという事でございますが、現段階で事務処理も多分一生懸命やっておられると思っておりますが、その工程ですね、タイムスケジュール、本当に大丈夫なのかですね。2年くらい色々な意見がある中で、各地区に出向いて集約しながら、理解を得る為の時間的な余裕とか、そういったものを勘案すると、なかなか今までの経緯から見てですね、かなり厳しいものもあるのではないだろうかと感じたりもする訳ですよ。そのあたりはどうかですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

そのスケジュール的に、まず設置条例を承認して頂く前に、やはり先程言われましたようにPTA、それから地域の方、特に大楠・音琴は吸収という形になりますので、その時間がまだちょっと残っているということでもあります。次に補助金を頂いて、それは設置条例がそこに承認された時点で補助金については、作業は始めなければいけないということ、そういう手続きになっておりますので、それからスクールバス等についての手配をしなければいけない。また彼杵小学校が拠点となりますので、今のところ彼杵小学校の普通教室・特別教室で、それぞれ2校を吸収した形になっても間に合うという事でもありますので。その辺のところ考慮すれば28年4月1日と提示しましたけども、まだまだ課題はありますがどうか間に合うのではないかなというような、一応私としては、考えは持っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

その設置条例の提出時期なのですけれども、その説明会あたりを回数を日にちを短期間のうちに開催してですよ、その6月定例会前に臨時議会でも開いて、条例を提出して上程するというような考えはないのですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

その件についてはPTAへの今から投げかけ、それから地域への説明会、その中でご理解を頂くという事が前提になりますので、それがPTAの総会とか4月始めにございます。その後説明会を開かなければいけません。そこのところでもし6月議会に間に合うようであれば、そこのところで町長部局との話し合いの中、提示することが出来るのではないかな。あくまで設置者は町長となりますので、そのへんのところは手続きを異論のないように踏んでいきたいと思えます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

確かに今言われたように、町長がこれは、条例はですね、議会に提出すべきものであって、教育委員会は町長に結局そういう風にしてくださいという風な事で上げられると思っておりますが、何故そういう風に私が期間を限定して言ったのかと申しますと、昨年の8月の最終的な特別委員会の中では3月に上程をして、6月に議会も色々検討する事項があるから、6月ぐらいには設置が出来るんではなかろうかなと、そういった見

方をされていたのですよね。そういった事は確かに議事録に残っております。確かに言われております。しかし今回、そういった事もまたない訳ですよね、ですからそこに時間がずれ込むのではなかろうかと、私はそこを危惧して言っておりますので、事務方も大変だとは思いますが、その総会もあるわけでしょうけども、もっと早くこの春休みとか何とかも利用して集まって、本当に重要な課題ですので集まっていただいて。例えば入学式の後とか何とかにもですよ、例えば1年生の保護者の皆さんは出席されるわけですよね、そういった中でちょっと一般の保護者辺りも呼びかけて説明会をすとか、その夜にすとか、もっと早く出来ないものかどうかですね。もうあるところに任せて自分達がそこに行くというのではなくて、自分達がそういった呼びかけをして、何べんも言います通りに呼びかけをしたり出向いて行ったり積極的にしながら進めていかないと、どんどん後打ちに成ってくるような感じがしているわけです。そこはもっと積極的に教育長、或いは町長も、たまにはそういった町民の声を聞くというか、教育委員会で揉んで結果を待って町長が判断をすと言われておりますが、そうではなくて、一緒になってリーダーシップをとってですよ、町長、教育長やっていただかないと。こういう重要な問題をですよ、客観的に捉えてもらってはちょっとですね、私は東彼杵町のためになるのかなと、そういう風に思っておりますので、もう少し早く臨時議会が5月ぐらいに出来ればですね、1ヶ月でも前倒しで出来るような状況でして頂くことを望みたいと思います。

町長、教育長との摺り合わせというか、そういった話をもっとどんどんやっていただくことは出来ないか、そこをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育委員会とはですね、ご指摘の通りですね、シビアに打ち合わせしております。そんなに慌てなくてもですね、逆算して28年度から向ってスケジュールは出来ていますので、まだはっきり言えません。まだ条例も何も上げてない訳ですから。条例を上げていないのにどんどん言えません。さっきの発言、教育長、教育次長の発言もまだまだなのです。まずは条例で廃止統合を決めないと、具体的にどうするかという事ですか。それはルールに従ってですね、28年度を目指してスケジュールは出来ております。素晴らしいスケジュールが出来ておりますので、一番当初に申しましたとおり、3月に上げようかと計画しておりましたが、どうしても無理のようですから、6月ぐらいに何とかならないかという事で順調に進めておりますので、焦るのは分かりますけれども、そういう物には色々手順がございますので、それは充分問題ないかと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

私が申し上げているのは、まだ条例を上げていないからその言われないと言われますけれども、上げる前の話があるでしょう、私に言わせてもらえば。上げる前の話をどんどん詰めていってから上げないことには先に進まないと私は思っておりますので、そういう風に申し上げておりますので、もうこれ以上色々やり取りしても一緒だと思いますけれども。とにかく町長と教育長、或いは教育委員の皆さんですね、又スタッフの皆さんが一丸となってこの件に真剣に取り組んでいただく。そして又、リーダーシップを持って取り組んでいただくよう切望しまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

それぞれ今議員の方から色んなご指摘を受けましたが、基本的にはそれぞれ手順を踏むという事であります。ただ私、説明会で回っておりましてやはり難しいのは、この学校の統廃合に絡む色んなことはそれほど難しいという事。これは知ってもらえればと思います。なかなか色んなご意見があります。そういったご意見を聞いて、ご理解してもらうまではそんな行政主導で期日を切っていけると、そういう内容のものではないなあということを痛感しております。それぞれですね、面と向いながら話し合いをしながらですね。ただ、継続して努力はしていくという事。これだけはちゃんとこれからも教育委員と協議しながら、教育委員会で色々な判断をして詰めていきたいと考えております。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程議員の質問の中で、20年30年後に考えるという説明をされましたけれど、そうではなくて20年30年後のですね、その時に手を打つのか、今手を打つのか、どちらかを選択しなければならないという意味ですので、誤解がないようにお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

浪瀬議員、リーダーシップはお二人だけでいいのですね。

○3番（浪瀬真吾君）

リーダーシップと言いますのは先程言いましたように町長、教育委員会のそういった教育長が真っ先になってしていただきたいというのは申しました。しかし、周りにおられる事務局とか、そういった方の力も1つに結集しながらやっていただきたいと先程申し上げた通りでございますし、教育長も教育に携わってこられた方ですので、そういった教育の観点からですね、一生懸命頑張ってやっていただきたいと、そういった思いでおりますのでよろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

浪瀬議員、先程のリーダーシップはお２人だけでいいのですね。いつか思いまっの質問かと思ひますので是非この場でキチッとお願ひ致します。いいですか。ないですか。

ないようですので、これで３番議員浪瀬真吾君の質問を終わります。ここで暫時休憩を致します。

暫時休憩（午後２時１８分）

再 開（午後２時２８分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。それでは引続き一般質問を続けます。

次に９番議員岡田伊一郎君の質問を許します。９番議員岡田君。

○９番（岡田伊一郎君）

それでは３点ほど質問を致します。まず初めにコンパクトなまちづくり構想についてであります、町の人口は平成２５年１２月末現在８,６７０人で、２６年後の２０４０年には５千人台まで減少すると推計されていりますが、日本全体の人口も減少する中、働く場所の確保、独自の医療、子育て環境や居住面への手厚い対策が望めない限り、人口増は厳しい問題として捉えなければなりません。人口増対策は、町が持つ交通の利便性を生かしながら施策を講じなければならない反面、行政の効率化も並行して進めなければなりません。

都会では郊外の一戸建て住宅を購入するのがブームでしたが、高齢化と共に病院や買い物に便利な都心のマンションに移り住む人が多くなったとの事でした。

今後、生活に必要なサービスを効率的に受けられる中心地を作り出すため、予測される人口減少に合わせた市街集約を行い、町を小さく作り直すことも将来構想として考えておくべきだと思うが、次の点について伺います。

１、町営住宅の集約化について。２、シビックゾーン構想について。３、福祉対応型商店街の構想について。

次に防災行政無線の個別受信機等設置についてであります、消防団では町全域を網羅する情報伝達構築のためアナログ波からデジタル波へ設備が充実されました。今後は町内全域の屋外拡声器や個別受信機の設置について検討していく時期だと思ひますが、次の点について伺います。

事業費の総額について。これは全戸別受信機を配布したときの総額でございます。次に総務省の補助概要について。３、地域防災計画の位置づけについて。どのように捉えているのかお尋ねを致します。

３点目でございますが、英語力育成のサイト利用についてであります。県教委は、子どもの英語力を育成するインターネットサイトを作成し、４月から運用すると長崎新聞

に報道されましたが、各中学校での対応についてどのようになっているのか伺います。
以上登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1点目のコンパクトなまちづくり構想につきましてでございます。確かに人口減少で減っていく訳でございますけれども、まず1点目の町営住宅の集約化ですけれども、これは現在の町営住宅は多分もう集約できていると思います。役場周辺に殆ど造っておりますので、集約は出来ていると思っております。これ以上必要はないのではないかなと考えております。若者の住宅も直ぐ横に造っておりますので、集約はなかなかそれ以上出来ないかなと思っております。勿論、今後新たに建築をする場合とか、或いは新たに改築をする場合は年齢層を見据えてですね、行うべきではないかと考えております。

それからシビックゾーン構想についてでございますけれども、シビックゾーンと横文字であれですけれども、これは公共施設とか公園とか一帯的になった区域を指すものと思っております。このシビックゾーン構想はですね、20年ぐらい前に実施をされております。もちろん今回の質問でこういう事も、更には部分的には構想は必要と思っております。平成3年度に東彼杵町地方居住促進事業という、白井川団地ですね、特定賃貸住宅、いわゆる一般の人が入れるマンションみたいな制度ですけれども、ここを造るときにそういう人口減少の傾向がその当時から見られておりましたけれども、東彼杵町ではどういう地域開発があるのか、或いは地域活性化計画、或いはそれを信じるためにどうしたら良いのだろうかということで、定住型の住宅供給をした時にそのシビックゾーン形成という言葉になっておりますけれどもやっております。それをちょっと説明してみますと、国道205号沿いですね、役場、中央公民館、児童体育館及び歴史民俗資料館を含む彼杵の荘一帯の地区を町民の生活文化、スポーツの中心地区として、更に役場の移転、町民会館の建設、彼杵川沿いの近隣公園など、ショッピングゾーンとして一帯的に整備するという事でその当時にシビックゾーン構想というのがございます。このような考え方がありますので、これからこのようなシビックゾーン構想ですか、これで町民の皆さん方のご意見を聞きながら更に進めて参りたいと思っております。

それから3点目の福祉対応型の商店街でございますけれども、既存の商店街というのは非常に厳しい経営であるということを改めて感じておりますけれども、今手を打たないと大変厳しいことになるだろうと思っております。商店経営者の皆様方におかれましては、それぞれ努力をされているところだと思いますけれども、廃業も余儀なくされているのが実態でないかと思っております。そこで26年度の予算とは別にですね、今回上げておりませんが、別の事業で商店街の活性化の診断事業を計画しています。これは生き残りをかけてですね、彼杵宿の宿場町の再生をかけて、歴史文化あたりを生かして活性化できないか、今年は早速取り組んで参ろうと思っております。その中で当然高齢者

社会でございますので、当然福祉型の対応商店街はすごく当たり前の政策ですね。その中で取り込んでいくべきではないかと考えております。

それから 2 点目の防災行政無線個別受信機等の設置でございますけれども、平成 25 年度の事業として、昭和 63 年度に公式に致しておりましたアナログの移動系の無線ですか、これが 25 年を経過しまして、今回デジタル化へ更新を行っております。役場の統制局の整備、或いは基地局アンテナ 2 箇所を設置をしております。半固定型無線機 3 台、車載型無線機を 22 台、携帯型無線機を 23 台の整備を行なっております。この整備事業は、当然火災とか自然災害とか、有事の場合に活動する消防団と行政を結ぶ防災行政無線の整備でありまして、ご質問の対町民の皆さん向けの屋外への拡声器とか、或いは戸別の受信機の整備は、議員が仰るように今後の事として検討していかなければならないと思っております。

まず 1 点目の事業費の総額でございますけれども、事業費についての質問ですけれども、25 年度に整備しましたデジタル化事業の中で、対町民向けの屋外拡声器も整備出来ると提案も頂いておりましたけれども、将来の整備拡張として検討したいと考えておりまして、正式な見積りは入手しておりませんが、提案書の中でですね、経費は同報系統計代 20,000 千円、1 拡声器 1 局 4,000 千円、5,000 千円でございますので全て付けますと 150,000 千円ぐらいですか。補助が 2 分の 1 ぐらいでございますけれども、町内に 20 箇所ぐらい仮に設置した場合でも 100,000 千円から 120,000 千円で、かなりの多額であったため先の整備としては検討しきれませんでした。本来ならば区長さん辺りに 1 台ずつ配置をしたいという気持ちも区長会でも話をしておりまして、それが叶っておりません。勿論戸別受信機でございますけれども、緊急放送だけではなくて告知端末とか費用対効果等も非常に厳しゅうございまして、もったいない感じがしております。地域コミュニティ無線放送とか、地域振興波を利用したそういう設備の中で補えないかと考えております。いよいよオフトークシステムが今度代わりますので、その機器設備で検討したいと思っております。今考えられるのは、1 つはオフトークを無線化したエリアトークシステム。もうひとつはラジオを使うシステムですね、FM 放送ですね。いわゆるコミュニティならお知らせは FM 放送を確認して、そのラジオに緊急放送を自動受信させて防災無線に切り替わるシステムを考えられます。いずれにせよ戸別受信機の整備については、地域コミュニティ放送の代替施設の整備の中で考えて、オフトークサービスの終期までに整備したいと考えております。事業費については、現在の設置規模でのオフトークに代わるエリアトークでの戸別受信機の設置につきましては、200,000 千円ぐらい見込まれておりますけれど、FM の場合初期投資が 30,000 千円、40,000 千円程度でございますので、各家庭でのラジオ受信の設置単位で考えるなら億を超えるような整備も必要になるかと思っております。これも引き続き検討してまいろうと思っております。

それから総務省の補助概要ですけれども、平成 25 年度に整備しました移動系デジタル化事業は、平成 25 年度から制度化された補助事業としては、事務処理のスケジュールのずれがありまして、補助対象として対応出来ませんでした。起債事業の緊急防災減災事業債ですね、充当率が 100%で交付税措置が 70%とございます。25 年度の事業の拡張事業としての屋外の拡声器の整備につきましては、総務省の防災情報通信基盤整備事業として 50%の補助率での事業が考えられます。但し、戸別受信機までとなると、地域コミュニティ放送にかかる要素が大半を占める以上、防災絡みでの総務省の補助金というのはないかと思われます。地域コミュニティ放送絡みで戸別受信機を整備した場合の補助は、国土交通省の社会資本整備総合交付金、50%の補助事業を検討できます。他には対象事業の制約がありますが、防衛省での 75%補助金が一部除いて考えられます。更には起債事業にもメニューがございまして、地域活性化事業債、これは充当率が 90%、交付税措置が 30%。それと防災基盤整備事業債というのが、これは充当率が 90%、交付税措置が 50%とございます。

3 番目の地域防災計画への位置づけにつきましては、これは防災計画の中での第 2 章でございすけれども、第 2 章の第 5 節ですか、防災施設及び備蓄物資の整備計画の中で、通信施設整備計画の防災行政無線の整備で、災害が発生した場合の情報収集及びその対策については、緊密な連絡が取れるよう防災行政無線の整備拡充を図る、としておりますのでその計画に則りまして、整備を進めなければならないと思っております。登壇での答弁は以上で終わります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

岡田議員のご質問にお答え致します。県教委の英語力を育成するためのインターネットサイトの中学校における活用についてであります。現在使用しているパソコン、windowsXP を更新して頂ければ活用も可能かと思います。その予算については来年度予算として計上させて頂いております。又、県教委主催のインターネットサイト、この活用研修会が 2 月 26 日に実施され、各学校の担当教諭が参加している旨お聞き致します。日本の教育の大きな課題は、読み・書き・そろばんの基礎的、基本的内容についてはある程度の実績を上げているが、その内容が世界を向いてないと言われております。グローバル化に対応したものになっていないと言われております。そのため英語教育改革実施計画が文科省の方で検討されているところです。特に 2020 年、平成 32 年の東京オリンピック、パラリンピックを見据えた改革が提案されるとお聞き致します。内容の概要案と致しましては、小学校中学年で、活動型で週 1 時間から 2 時間、2 コマ。高学年で英語科教育として週 3 コマ。中学校では授業を英語で行うことを基本とする。という風な事で、世界を向いた人材育成の方針が出されようと致しているところでございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねを致します。まずこのコンパクトなまちづくりについてであります、人口減少や高齢化が進む中で、地元の商業者とか福祉関係者から意見を聞いて、その上でマスタープランを作成して住宅を集約する、居住流動区域を指定するという、そういう考えについてはいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在の既存の町営住宅でアンケートをしても余り意味がないものですから、そういう全体的なマスタープランの話ではいいかと思います。ただし都市機能がですよ、都市機能があるかないかで、なかなか本当にコンパクトにまとまってきて全てが整うかという事になった場合、非常に問題がありますので。非常にコンパクトはいいですが、コンパクトシティになればできません、都市機能がございせんのでとても出来ません。コンパクトという言葉だけだったら何とかできる。何処をコンパクトにするかという事ぐらいでなるわけですから、逆に全部買い物何かが出来てしまえば、町営住宅を作らなくても例えば個人の家を貸してもらって、皆その辺に集まってもらえば、お金を掛けなくてもこう高齢者の方がお集まりいただければ、そういう経費が浮きますので、そういう方法も出来るかなと思っております。従いまして、さっきお話をしましたまちなか整備を、彼杵宿の話をしましたけれども、これと合わせてそこら辺も含めて何か話をしてみようかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

例えば町営住宅で、千綿団地とかも駄地団地もそうでしょうけれど、そろそろ将来的にですよ、私はこの構想をお伺いしているわけであってですね。集約するにはもう今後は下水道区域に来て、同じその生活をされるなら町営住宅として、千綿、彼杵じゃなくて、私は大きな範囲でコンパクトというか、人口が少なくなれば、今申し訳ないですけど東彼杵町は点在していますよね、はっきり言って。そしたら災害の時も大変なことになる、把握する場合でも時間がかかって。だからそういう感じで今後の構想というか、その点について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに住民の方を1箇所に集まってくださいというのは簡単なのですが、実際住み慣れて自分の家が有ってですよ。家を持っている人に来いといっても多分来ないと思います。但し住宅に入っている人は1世帯限りの方が結構多いと思うのです。そしたら逆にそういう議員が仰るようなことは可能かと思います。入居者の方にですよ、老朽化したからどこかに集約して集まれと、それは出来ます。そういう方法は出来ます。家賃が若干上がりますけれども、それは話し合いをしながら制度的な傾斜家賃とかありますので。家賃の負担は年々上がりますけれども、一気に上がりませんので、そういう方法で便利なところに集まってもらおうと、そうすればそういう経費が要りませんので、そういう方法はやらなければならないと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次のシビックゾーンでございますが、先程町長が仰られたように、私が以前役場の移転を提言した時にまだ時期尚早でお金もないと。今壁面を補修されたばかりでございますけれど、やっぱり仰るなら役場が道の駅、総合会館を中心にするのならそこに行って、出来れば銀行とかそういうのも移転していただいて、そこでコンパクトに用事が済む。そういうまちづくりにして、彼杵の中心街は何処だと、何処に有るのだらうという意見も時々聞きますので、そういう考えはいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全て網羅するわけには行きませんので。おかげで役場もありますし、それから郵便局も有りますので。正に20年前のシビックゾーン形成ということで上げました考え方が、そのまま履行されておりますので、そのままいければいいかと思っております。特に今回のシビックゾーンの考え方の構想をされたのは、多分岡田議員ではないかと思っておりますので、是非そういうお力添えを頂ければいいかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これは政府がですよ、今大義案を原案作っておられる段階だと思うのですよ。今上手くいってないのですが、夕張なんかも多分そうだと思うのですが、今後移転する場合に、課税、用地を提供した人に売却益のかかる税金なんかの軽減措置なんかも将来考えていけば上手く事業が進むのではないかと思うのですが。これは補助もですね、今政府としても考えておられるようでございますので、いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程夕張の話がされましたけれども、正に夕張が今そういう市役所の方が集約した住宅を造っております。炭鉱の跡地でしておりますので、ああいう場合は非常にしやすいのですけど。なかなかそこまで人口が減ってきてないものですから、まだ急ぎでないわけですけども。当然そういう措置をするならばですね、軽減措置でしやすいようにですね、税等も軽減しながら用地買収等も早急にしたい方がいいかなと。その通りしたほうが良いと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それと人口増で若い人と地元で定着してもらいたいという気持ちは確かにあると思うのですが、本町の子ども達もですよ、日本や世界で活躍してもらいたいという気持ちもありますね。やっぱりこれは一人一人が、実質的かつ積極的な選択の結果を尊重しなければならないと思っているのですよ。だから自分の子どもは都会に出して、何で旗を振れるのかとか、そういうのは子どもの自由であってですよ、やっぱりここに企業があっても他の仕事をしたいという方は外に出ていくと思うのですよ。だから今聞いてみたら0歳児ぐらいから55名ぐらい町内で同じになっています。だからもう現実的に人口は減少していくのは目に見えていますので、今後町長にお尋ねしたいのは過疎とですよ、人口減に向き合い、身の丈に合うまちづくりをどう考えておられるのか、この点についてお伺い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

人口減対策、これはもう方法はございませんでした、今のところは。というのは、子どもをですね、所謂赤ちゃんを産んで頂く年代というのが20から39歳までがそういう年代と言われておりますけれども。その中でですね、今から2010年のセンサスの人口と2040年のセンサスの人口、これを対比してその20歳から39歳までの人口がどのくらい減るのか、それが50%を超えたら消滅するということで今言われております。多分消滅するでしょう。そして又、その条件としては出生率が1.5を超えなければ駄目という事なのです。今東彼杵町が1.37ですもんね。長崎県で下から2番目ぐらいですので、多分人口が、この町が消滅するような可能性は充分あります。しかし、一つ救いというのは非常に交通の便が良うございますので、何処からでも転入してこられます。ですから如何にしてそういう東彼杵町の素晴らしさをアピールして、町内に来てもらって、定住してもらうような方策、それをしなければならないと思っております。確かに若い人は外に出て行って立派に成長されてですよ、そして又東彼杵町の常足常足にして

もらうとか、或いはやがて東彼杵町に帰ってきてもらうとかいうことは当然お願いをしなければと思っております。

それから過疎につきましては、東彼杵町はなぜ過疎にならないかと言いますけれども、全て自治省の過疎対策の要件に外れております。今回も改正があつて、今日本全国で 33 団体が集まってですね、東彼杵町みたいに本来過疎なのです。例えば昭和 35 年と今と比べて何%以下だと駄目だとかいう話ですけれども。そうじゃなくて、現実を見てもらえば過疎なのです。だから準過疎という措置で交付税措置あたりが出来ないかということで、最近自治省辺りも今協議会を作って申請をしております。なかなか認めてもらえませんけれども、これはそのまま持っていこうと思っております。

それからまちづくりにつきましては、今総合計画辺りで作りました。これは、直ぐに効果は出てきません、はっきり言ひまして。前も言っていましたけれども、直ぐに、今日して来年出る、次出るという事はありません。ですから、しっかりそういう考え方を町民の方にも意識付けをして、10 年後 20 年後という長いスパンで町が復活できるように、一步一步できることから進めていこうと思っておりますので。今度の 26 年度予算につきましても、そういう所謂超高齢化社会の中のたつての政策を上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に福祉対応型商店街についてお尋ねを致しますが、私が考えておりますのは、道の駅周辺に商店街がもし実現できれば、集約されて今では車椅子のまま買い物出来るような体制が、当然あの辺を中心にしていただければですよ。今 100 万人ぐらい交流人口があると仰るので、いかがなものかと思うのですが。そういう話も、今度食堂とかも出来てくればですよ、あそこを商店街の中心という形で、一度商業者の方とも話をしていただければいかがと思うのですが、どうでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ここがテナントみたいな事は可能かと思うのです。ですから通り一遍の商店だけではもう駄目ですので、どういう店を入れて、どういう店を入れないかという基準ですね。その辺はやっぱりその協議会かなんかを作つてしないと、全てが入るのに抽選だけして全く有効的に図れないとなれば問題がございますので。先ずは本当にやる気のある人、若い人、そして特化した品物とかそういうのを売れる人。その辺の基準を作りながらその入居者を求めるような方向でしないと、漠然と商工会辺りへお願ひして人手を入れるとなつてしまえば元の木阿弥ですので。折角 100 万人のお客さんがお出でになっている

わけですから、どういう業種でどういう資格で入れるというようなルール作りをしないと駄目かと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

先程言いました、そういうもう車椅子のままでですよ、バリアフリーと言いますか例えば2階3階、もし建てたにしてもエレベーターとかを付けて、とにかく一緒に商店の繁栄といいますか、そういう感じで進めていただきたいと私は考えております。

次に防災の点で先程町長がFMコミュニティと仰ったんですが、県内に今のところですよ、何局あるのか。又、九州管内にどのくらいFMを進められておられるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして答弁致しますが、長崎県内にFM局を設置しているのが5か6と聞いています。長崎、佐世保、大村、諫早、島原。それと小値賀がもう直ぐ始めようかという感じもしています。すべて民間が経営しておりまして、九州管内にいきますと70局ぐらいいを超えるFM局を持つ市町村があるようでございまして、いずれにしても民間で経営をされております。以上です。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

当然国、県の補助は比較をされると思うのですが、今特に安倍内閣では防災について力を入れておられると思うので、ちょっと研究をしていただいて。今私が申し上げますのは、オフトークでも加入率が50%少しですよ。弱ですよ。調べてみたら上五島町はもう全戸配布、新上五島町ですか、そういう形で防災の補助を使ってやっておりますので、貸与方式でですね。そういう形で進めていただければなと考えております。

次に3番目の英語力で教育長にお尋ね致しますが、この情報通信技術教育強化の国の方針を踏まえて人材育成をするサイトは、授業の他スマートフォン等を使った家庭での利用を促すとなっておりますよね。ですから両親を含めたところの所持率、スマートフォンのどのくらい児童生徒であられるのか、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

その細かい数字は持ちませんので、後で調査をしてお知らせをしたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

と申しますのは、かつては公立中学校の授業をまじめにこなしてさえいれば充分という時期もありましたけれども、現在は学外で教育機会に恵まれればそれだけ有利になるという事があるのです、検討結果が。塾とかそういう機会が恵まれれば。だからここが教育に格差を設けてくるのはいかなものかと思うのですが、その辺も充分注意してスマートフォン対応も一緒に検討をされるべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

スマートフォンにつきましては家庭教育の分野になろうかと思います。まずは県教委から発信されているこれらの教育ソフトにつきましては、学校教育の中でしっかりと取組めるような方策を行っていきたいと。合わせて家庭とも協議を持ちながら、議員ご指摘のようところで実践が出来るかは、充分協議、検討を行っていく必要があろうかと思っています。以上です。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

これは国の方針が、そういう感じでスマートフォンを使って、家庭でも利用を促すという方針が出ておりますので、社会の担い手である子どもの教育水準に著しい差が出るのは私非常に問題だと思うものですから。全部が全部、所持がまだ出来ないとなれば、そういう形のフォロー、時間外でもスマートフォンを使った英語を教えていただけたら。そういう感じはいかがですか、教育長。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

お隣の武雄市辺りがかなり進んだ実践事例を持っているみたいです。岡田議員のご指摘の通り、そういう情報教育の中でスマートフォンを活用しての外国語力の育成というのも、予算が許せばそういう中でやれたらというふうな期待は致しております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

是非ですね、そういう差が生じるのは問題だと思うものですから。東彼杵町は児童生徒も丁度良いくらい。全面的に目配りが出来るような数でございますので。今のところ優秀な人材もいらっしゃるものですから、ますます日本と世界で活躍できる子ども達を今育てていていただきたいと要望して終わります。

○議長（森敏則君）

以上で9 番議員岡田伊一郎君の質問を終わります。

これで5 名の一般質問が終わりました。

日程第 4 発議第 10 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その2）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 発議第 9 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その1）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 4、発議第 10 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その2）。日程第5、発議第9 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その1）。以上2 件を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

議員報酬審査特別委員長、後城君。

○議員報酬審査特別委員長（後城一雄君）

それでは委員会調査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 発議第 10 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その2）
- 2 審査年月日 平成 26 年 1 月 24 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、議員報酬審査特別委員会を開催し、審査を行いました。

本件は、附則によって、現況の議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬の平成 26 年の 4 月分から平成 27 年の 4 月分、並びに平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に支給する期末手当を 20%減額するための条例改正である。

反対討論では 1 名の委員から削減額の 20%は大きすぎる。また、議員も自ら身を削るという事から、恒久的にするべきと考え反対するとの発言がありました。

賛成討論では、2 名の委員から本法を改正すると各種委員へ波及する。附則を改正するべきとの発言や、今の社会情勢を考えて 20%が出てきたと解釈でき、我々の任期中の削減であるので賛成であるとの発言がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長採決により否決するべきものと決定を致しました。

その 1 でございます。

記

1 付託された事件 発議第 9 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 1）

2 審査年月日 平成 26 年 1 月 24 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、議員報酬審査特別委員会を開催し、審査を行いました。

本件は、本法第 2 条中議長報酬、月額 288 千円を月額 260 千円に、副議長報酬、月額 240 千円を月額 216 千円に、常任委員長及び議会運営委員長報酬、月額 234 千円を月額 211 千円に、その他の議員報酬、月額 224 千円を月額 202 千円に、それぞれ平成 26 年 4 月 1 日から改めるための条例改正である。

反対討論では、5 名の委員から発言があり、その主なものは定数削減の代替とすれば 10%は少ない。定数削減では人口を基準にすべきではないと言われた一方、報酬削減では人口を基準に持ってくるというのはおかしい話である。本則の削減は農業委員等各種委員に波及するが、我々にその権利はない。時限的に附則の改正で行うべきである。でありました。賛成討論では、4 名の委員から発言があり、その主なものは恒久的な議員定数については削減しないので、恒久的な報酬削減をすべきである。恒久的に削減するという覚悟がなければ町民の理解が得られない。農業委員等各種委員に波及するというのは別問題であり、逆に上げるべき役職もあると思うでありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長採決により可決すべきものと決定を致しました。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対し、質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

それではこれから発議 10 号の討論を行います。

まず最初に本案に賛成者の発言を許します。

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

この発議 10 号について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。そもそもこの発議 10 号は、昨年 12 月に私ども議員の一部が定数削減、現状の 12 名から 10 名に、2 名減らす削減を出した訳ですけれども、それが否決されたということで、それに相当する何らかのやはり議員としてのケジメをつけなければいけない。又、議員としても自らその分の身を削るべきだというようなことでこれが出されたと思います。議員削減、又この 20%、それに相当する議員 2 名削減に相当します 20%の附則の改正、いわゆる時限立法でございます。なぜこれが時限立法になっているかということ、やはり自分達の報酬は自分達の任期内の報酬であって、それを恒久的に次の議員になる方にまで強制する資格は我々にはないと。我々の報酬は我々の任期内でしようではないかという事でこういう一定期限を設けたわけでございます。又、この報酬削減の理由と致しましては、やはり町民の皆様のお声を聞いても、殆どの方が議員は 12 人ではなくて 10 人で良いのではないというのが大方の町民の声だと思います。又、先程から色んな所で問題が出ておりますように、東彼杵町は本当に長崎県の離島を除く本土内では一番の人口減少の地区でございます。こういった 1 万人以下の近隣の市町村を見ておりますと、殆どのところが佐々町にしても江北町にしても又 14,000 人ございます佐々町にしても議員定数 10 人にされております。又、昨年の波佐見町におきましては 16 名を 14 人。又、隣の川棚町でも多分この 3 月の議会で 16 名を 14 名に、2 名削減をされるという事を聞いております。やはりそういったことから、議員削減の分に匹敵する約 20%の報酬カットという事で、私はこの意見に賛成をする次第であります。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の発言を許します。

3 番議員浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程同僚議員から話がありましたように、先の議員定数削減を否決したとそういう経緯もあります。そういった中で現在の財政状況を考えてみた場合、やはり議員も自ら身を削ることも必要だろうと、そういう事は私たちも承知を致しているところでございます。しかしながら、近隣の市町村の状況を言われた時に、小値賀町を除いて一番今回 10%カットで最低の議員報酬になったと。そういったことで、これは地方財政状況やはり段々悪くなっていきますと、そういったもので包括算定経費の交付税として措置されま

すので。それ以上減らすという事は、若い人達の議会に出る機会も削いでくると、そういう風な感じもいたしておりますし、やはりこれは恒久的にある程度止むを得ない。やはり 20%というのは大きい。やはり 10%程度が良いのではないだろうかというふうな事で、20%というのはあまりにも大きいという事で私は反対であります。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の討論を許します。

11 番議員本下君。

○11 番（本下利之君）

賛成の立場で、今浪瀬議員の方から縦の登用が出来ないというようなことでしたけど、やはり今から先は、議員になった以上は議員の職務として、仕事きたら自分の都合で休んだり欠席したりしないでやっていただけるような議会を作ると。こうした時にやはり若い英知をこの議会の中に登用していくという事は、やはり定員を削減して、そして報酬を上げていくという事が本当の狙いではなかろうかと、こういうふうに思っております。報酬を少なくして若い者がどういうふうな生活を立てるのかという事も考えながら、若手を育成する意味からしても、この意見に対しては賛成です。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の討論を許します。

只今賛成者が 2 名、反対者が 1 名のところで討論がなされております。反対者ありませんか。反対者がなければ賛成者の討論があれば許します。賛成者ありませんか。それでは討論も出し尽くしたようでございますので、これで討論を終結し、討論を終わります。

それでは次に発議 9 号の討論を行います。これにつきましては、反対者の討論から許します。9 号に対しての反対者の発言を許します。7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

発議 9 号の 10%削減、報酬の 10%削減、これにつきまして私は反対を致します。前回の特別委員会の議論を踏まえ採決が行われましたが、どうしても理解出来ないというのは、なぜ 10%の削減か。10%削減の根拠、これがまず分かりません。

それから 2 点目に、なぜ今なのかという事です。財政が苦しいとか、財政問題が何とか理由を上げられますが、任期 4 年のうち 3 年経過して、後 1 年しかないところで今気づかれたのか、これが 2 点目。

それから 3 点目。今朝の一般質問で仰っていましたが、議員報酬を削減して区長報酬その他の報酬に利用したらどうかというお話がありましたが、今日初めて聞きました、その話は。特別委員会の議論の中で何もこの話は出ておりません。こういう 3 点が理解出来ませんので私はあくまでも反対致します。以上です。

○議長（森敏則君）

次に賛成者の発言を許します。2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

私は、当然賛成の立場でお話をさせていただきます。この議員報酬につきましては、私的には、皆さんもそうでしょうけれども、議員定数とリンクしながら考えておりました。その中で何故 10%カットの根拠かということでございますけれども、私個人的には、先程吉永議員が、発言がありましたように、20%という事も当然視野に入れておりました。しかしながら皆さんのご意見、或いは住民等に与える影響等を考慮しながら、とりあえず今回は皆様方から理解いただける範囲内の 10%ということでございます。その時期がなぜ今なのか。時期的な問題でございますけれども、当然先般議員定数が否決されましたので、それに代わる代替という意味合いもあって、やっぱりそれは今であろうという事でございます。又、昨今の住民感情等々を考慮しますと、やっぱり皆様方と同じく議員も何らかの身を削ればという意見が少なからず聞きますので、そういったものにも理由を充て付けながら 10%、そして今という事でございます。以上です。よって賛成ということにします。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の発言を許します。9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私はこの案件について反対であります。まず第 1 点は、ここに恒久的に削減するという覚悟がなければ町民の理解が得られない。恒久的削減は議員定数削減でしょう。これも全く恒久的削減なのです。理解が得られない。ここも全く分かりません。それと先程言われた 10%、全く根拠がない。2 名削減、なぜ反対したのかという対案にしか思えないですけど、10%削減という法的手段。非難を避けるだけの小手先の戦法ではないかと考えるものですから。当然ここに書いておられるように、恒久的削減する本当の覚悟ってというのは定数削減だと思うのです。川棚もまだ分かりませんが、2 名削減してくればですよ、まだこのままでは終わらないと思いますが。私はこの点に関してもう 1 点、最初は、人口は関係ないと仰っていたのに、もう人口も減ってくる。こういう全く矛盾した根拠、それに対して私は納得できません。以上で反対であります。

○議長（森敏則君）

次に賛成者の発言を許します。5 番議員滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

この件につきましては各地域、又各団体との交換会をさせていただきまして判断しましたところ、やはり恒久的に発議されました議員定数削減。この重い発議に私は反対したという責任感で、今後この議員定数削減案に反対したという事で、恒久的な報酬削減案に、近隣町の報酬額から判断しても 10%削減というのが適当ではないかという判断を致しました。又、期限付きの 20%というのは、町民の方からは納得を得られないのではないかという判断を致しまして、この件について賛成です。

○議長（森敏則君）

次に反対者の討論を許します。6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

いみじくもですね今、賛成を述べられた方の中に出てきたのですけれども、12 月議会の議員定数削減に反対したら町民から非難の声があったと。だからこの時期において反対の町民の皆様に対処するために 1 割、根拠のない、全く私に言わせれば根拠のない 1 割。正に目くらましといえますか、その場しのぎのですね議案ではなかろうかと、私はそう思っておりません。ですから私はこの発議 9 号には反対をさせていただきます。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の発言を許します。1 番議員堀君。

○1 番（堀進一郎君）

私は賛成の方の意見として述べますけれども、私はですね、当然最初から定数削減をするか、或いは報酬削減でいくかということで個人的に判断をしておりました。そういう中で、報酬削減で先決だという事で今日まで来て、結果的こうなったのですけれども。そういう中で、今回報酬削減の問題が一応 10%、20%の発議が出てきました。その判断としましては、やはり今、東彼杵町の実状、人口減少、或いは財政いろいろあると、近隣の波佐見、人口の少ない小値賀、やはりそういう所を見ても今回の 10%は最小限の差で適当ではないかなということで判断しまして、今回はこれに賛成という事があります。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言がないようですので、次に賛成者の発言を許します。ありませんね。

それでは討論も出し尽くしたようですので、これで発議 9 号の討論を終わります。

それではこれから発議 10 号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は否決です。従って原案について採決致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

はい、確認しました。起立少数です。

従って、発議第 10 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 2）は否決されました。

それでは次に発議第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

はい、確認しました。賛成多数です。

従って、発議 9 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 1）は委員長報告の通り可決されました。

日程第 6 議案第 1 号 東彼杵町基本構想の策定について

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 6、議案第 1 号東彼杵町基本構想の策定についてを議題とします。
本案について提案の理由を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 1 号東彼杵町基本構想の策定について。東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例第 3 条の規定により、東彼杵町基本構想の策定について、議会の議決を求めます。

提案の理由と致しまして、平成 26 年度を初年度とする東彼杵町基本構想を定めるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、まちづくり課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

東彼杵町基本構想の策定についてを説明させていただきます。東彼杵町は平成 18 年度に平成 27 年度までを期間とする第 4 次東彼杵町総合計画を策定して、しかし、その人口推計を上回る人口減と高齢化等は進行しております。来年度の第 4 次計画表を 1 年間前倒しして、第 5 次東彼杵町総合計画を策定することとして、平成 24 年度から策定を進めてきました。本案を上程していますのは、平成 26 年度を初年度とする東彼杵町基本構想を定めるための議案でございます。第 5 次総合計画につきましては、その策定を民間会社の studio-L に委託を致しております。計画づくりについては町民や役場内職員、ワークショップ、又延べ約 30 回に亘るまちづくり会議などを行って町民の意見を反映、町民参加型の計画づくりを行っております。

それでは基本構想の概要を 24 ページありますが 1 ページずつ紹介したいと思います。3 ページに策定の意義を記載しております。第 4 次基本構想に引続きながらも当時の目標人口を上回る人口減少や、住民が主体のまちづくりに早期に着手するため、第 5 次基本構想を 26 年度からスタートし、町民一人ひとりが東彼杵町に住んで実感できるまちづくりに向け計画を策定することとしております。4 ページには東彼杵町をとりまく社会動向ということで、全国的な人口減少時代を迎えて、本町においての人口は、7 年後の平成 32 年には 8,000 人を割り、27 年後の平成 52 年には 5,421 人まで減少すると人口問題研究所は推計されております。又、下のグラフの方で生産年齢人口についても、65 歳以上の老年人口と生産年齢人口がほぼ同じになるような時代が到来する。又、逆転する時代が来るというような予測もなされております。5 ページには全国や長崎県、

近隣 2 町の高齢化率の比較等も載せながら、東彼杵町が先に超高齢化社会へ突入する現状があります。又、下段には町民ニーズの多様化の進展ということで、都市化や情報化、国際化等の進展に伴う文化や価値観の流動化。それに伴う多様な生活様式の選択、町民が世界に求める町のあり方が多様化している現状を説明しているところでございます。6 ページ、そうした介護の厳しい環境の中で、全国的な人口減少、高齢化社会を迎えて、従来のように行政だけで公共を担っていくのではなく、住民と共に新たな公共を考え、作っていく時代を迎えていると。新しい公共について述べたところでございます。東彼杵町の現況を載せておりますけれども、説明については省かせていただきまして。

9 ページ東彼杵町の魅力と課題ということで掲げております。課題につきましては本町で活動する個人の方や、自治会の代表者の約 60 名の方にヒアリングを実施しました。また行政職員 50 名を対象としたワークショップや、まちづくり会議に参加された町民の約 40 人の方等の意見についても話を聞きながら、魅力と課題を抽出しています。魅力について挙げられたものについて読み上げますが、「風光明媚な場所や豊かな自然が残っている」、「魅力的な歴史、文化、伝統がある」、「良質な土壌に恵まれている、農作物が豊富である」、「地域の中でつながりがある」、「スポーツを通じた世代間の交流がある」、「年配に元気な人が多い」、「ボランティア精神が高い、魅力的な人が多い」、「交通の便が良い」等が魅力として上げられています。10 ページには東彼杵町の課題を掲げております。ヒアリング等から見えてきたものが課題 1 で、まちの魅力が発信しきれていない。まちにある資源がうまく活用されていない。課題 2 で、若者が住みやすい環境ができていない。豊かな自然を将来にわたって守るしくみが無い。地域間の交流が希薄になっている。町外の人とのつながりをつくるきっかけが少なく。そういった「せめる、まもる、つなぐ」部分が弱いと、そういうふうな課題と。又、町民参画のまちづくりに関する課題としては、多くの町民がこれまでの総合計画の内容や目指している方向性を知らなかったというふうな課題です。また広く意見を求める場合は手を挙げて意見して欲しいと、そういう意見が出ないというような環境にあるというような事を指摘しております。

11 ページには総合計画の構成を書いておりますが、今回議案として上程して 10 年間のまちづくりの基本という考え方は、基本構想これが 24 ページございます。また、集まって参考資料を作りますが、それを実現するための施策方針である基本計画。見直し新たに施策不要という事で 5 年ごとに見直すことになっております。12、13 ページについては今回計画を策定するにあたり、まちづくり会議など住民が参画した総合計画づくりに取組んだ経緯、結果を記載しております。学区ごとに「せめる、まもる、つなぐ」に分かれて、延べ 30 回に亘るまちづくり会議を開催し、町民の意見を反映することに努めております。14 ページに紹介している現地の人は、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わるきっかけとして、既に町内でまちづくりに関する取り組みを始めている個人、団体を紹介して、その人達につながるときに呼びかけているものです。いわば

住民主体のまちづくりに向けて意見を交換するので、こういう別冊の作成を進めています。一緒に出すという事でございます。

第二部、基本構想という事で 16 ページ、ここにはまちが目指すべき将来像を示しております。「小さくても、誇りを持って輝くまち」この基本計画を始める時にもありましたが、東彼杵町の住民に真っ直ぐに周知しても誰も集まらないのではないかと、無駄とか、町民に計画を作らせて責任転嫁しているのではないかと、そういうような意見も頂きました。又、まちづくり会議に対しましても行政がビジョンを示すべきであって、東彼杵町は人口も減って店もなければ働くところもない、子ども達も遊ぶ場所もない。そういった出来ないこと掲げて挙げられて、なかなか行政がすべきという事で、自分達が生こうという意識がありませんでしたけれども、ここで掲げる目標については何も無いとか、駄目とかということもなくすることがスタートであって、景色が良いとか、水がおいしいとか、安全で人のつながりがあるというのは、当たり前であって素晴らしいことだということに気づくことからスタートだというふうな考え方の上に立って、美しい自然環境を守り育てるとともに、町民一人ひとりが行動し、活動を通じて人々が集い、交流の輪を広げながら、誇りを持って輝くまちをこれからも創っていく。こういう将来像を掲げたものでございます。もちろん定住人口を増やす施策とか、そういうのをしないというわけではなくて、今回は人づくりであり、まちづくり施策をしたという事でございます。18 ページには「今を未来へ」という基本理念を作っております。これはヒアリングとかでも今のままでいい、というような住民も沢山おられたと。しかし、東彼杵町の美しさ、素晴らしさに気づいていない住民もいるのではないかと。又、今の素晴らしい文化・まちを維持していくためには、今後人口減少や高齢化で大変厳しい。それ自体を危機感も薄いのではないかとという指摘もあることから、「今を未来へ」というふうなことでございます。人口を増やし、希望を有する。そういった「せめ」の部分からもあると思いますが、時代と共に東彼杵町らしさを「まもる」ということでの総合計画の理念。その中で 19 ページの中に「せめる、まもる、つなぐ」ということで、基本計画の中で掲げた言葉であります。構想の基本につきましては先程言いました通り、基本構想は 10 年、基本計画は 5 年毎の計画をもって総合計画を進めていくという事になっています。20 ページには将来人口を載せております。人口問題研究所の推計は、又出しますが平成 32 年、7 年後には 7,672 人にまで減少すると予測されておりますが、長崎県より進む人口減少を、魅力あるまちづくりを進めることによって、人口減少の抑制に努めて 35 年の目標人口を 7,760。長崎県の減少率とほぼ平均までを目指すというふうな目標人口を設定したところでございます。21 ページからにつきましては、理念と政策・方針を掲げております。これは参考資料としてそれぞれ実際具体的な云々計画を掲げておりますが、別冊で渡しております基本構想の見出しともなっております。先程言いました町で活躍されている人達を紹介して、住民主体のまちづくりを進めるきっかけとする

というふうな事で、別冊の総合計画別冊というものを作るということで打ち出しております。以上総合計画の概要であります。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

質疑はと仰ったんですが、13 日に午後から正式な説明があるわけでしょう。だからその時に質疑はするべきものだと思っておりましたが違いますか。

○議長（森敏則君）

只今の質疑を問うたのは、本会議を進める上ではこの質疑のところを通過しなければなりません。

従って皆様方の質疑はありますか、ないですか、ということの確認をさせて頂いております。7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

せっかく資料を作ってもらっておりますが、全く中身の分からない部分がございますので、ここのところ何か工夫をしていただけないでしょうか。例えば 20 ページ、将来人口の人口表をされているのでしょうか。多分これコピーしてあるのでしょうかけれども、上から順番に読んでいただければ分かりやすいんですけど、何を書いてあるのかグラフがあるだけでグラフの意味も分からない、横の文字も分からないような資料ではないですかね。それともう 1 つ、7 ページは大体検討すれば図案で分かるのかなと思うわけですけど、5 ページの高齢化率の表ですか。上の色は何を区分けしてあるのか、真っ黒ではないですか。だからせっかく資料を配っていただくなれば解読できる資料にしていたかないと、全く分からない、何のことか。と思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

経費節減で、白黒でしているものですから大変申し訳ございません。本来ならこんなのをタブレットでしてもらえれば、カラーで、一発で分かるのですけれども。13 日はパワーポイントを準備します。色が分かるように。そして本物はカラーでございまして、とりあえず白黒で載せております。パワーポイントで説明を致します。

それから 20 ページの人口ピラミッド、これは両サイドが男女でございまして。説明を書いてありますが男女です。どっちが男子か女子かよく分かりませんが男女になっております。それから年齢は国勢調査と一緒に 5 歳刻みの年齢構成でございまして、それが日本と東彼杵町の人口構成であります。男女の区別は又 13 日の時にはっきり説明致しますのでよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それでは質疑、6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

13 日は studio-L さんが来られるということで、ちょっと来られたら聞きにくいことでもありますので先にお聞きしたいと思います。昨年、私が町長にお伺いした時には、この総合計画の最終決定は誰がするのかという話でしたけれども、やはりその時は studio-L、そして町民の皆さんとはワークショップを開いて町民の意見を聞くけれども、最終的に作るのは studio-L さんであり、その指導の下に町長は作るのだということを答弁頂いたと思います。具体的な質問なのですけれども、2 年間の studio-L さんとの委託料の合計及びこの間職員さんが出られた、会議に何回も出られた時間外手当ですね。この合計はどのくらい出されたかお聞きしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

委託料につきましては 2 年間で 11,000 千円、概算でございます。時間外については地域づくり推進費全体として 1,050 千円を計上して執行致しております。しかし、まちづくり会議に出たというものに別に仕分けなければなりませんので、今のところでは分かりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

多分その時にお茶菓子なんかも出たのですよね、ワークショップ等をされる時に。それで出来ればですよ、これ第 5 次ですよね。第 3 次、第 4 次にはどのくらいの経費を使われたのか、総合計画をする際に。第 3 次と第 4 次ではどのくらいの経費を使って 3 次と 4 次を作られたのか、今度調べてきてください。

それと studio-L さんとは一応予算上は 24 年度 25 年度の委託料を結ばれていますがけれども、今年の 4 月以降、26 年度以降は studio-L さんとのお付き合いはどういうふうなお付き合いをされるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お付き合いというか、25 年度で終わりですので。26 年の 4 月以降は、問題点があれば確認をするとかそういう作業はあるかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

2 年間の委託契約が終わったらもうそのまま、アフターフォローといいますかそういうのは一切ないのですね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一切アフターフォローがないのかということでございますけれども、当然こちらの方から何かお尋ねしたい事があつたりとか、それはありだと思っております。全く知りませんよ、もう答えませんよではなくて、当然、もし万が一なんか、瑕疵担保辺りがあればですね、1 年とかはあるわけでしょうから。当然そこら辺の修正とか何とかはお願い出来るかと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く 11 人の委員で構成する総合計画審査特別委員会を設置し、この委員会に付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号は議長を除く 11 人の委員で構成する総合計画審査特別委員会を設置し、この委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

ここで名簿配布のため暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 3 時 46 分）

再 開（午後 3 時 58 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。今設置されました総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って総合計画審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定致しました。

この後休憩を致しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 3 時 59 分）

再 開（午後 4 時 12 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

それでは総合計画審査特別委員長に本下利之君、副委員長に吉永秀俊君が選出されました。以上です。

日程第 7 議案第 2 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 7、議案第 2 号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第 8、議案第 3 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 2 号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由が平成 26 年度 4 月分の町長の給料減額率の上乗せによって、九州旅客鉄道株式会社に対する固定資産税の課税誤りという職員の不祥事に関して、道義的責任をとるため本案を提出致します。

次に議案第 3 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由が職員の年次有給休暇の算定期間を見直すため、本案を提出するものであります。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。議案第2号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては先程町長が言いました提案の理由のとおりでございます。内容につきましては、条文をお開き願いたいと思います。附則に次の1項を加えるという事でございます。今現在、町長の給与は平成27年5月分までを50%乗じた額を減じておりますが、平成26年4月、1ヶ月の給与につきまして更に50%を70%減ずるといふ条例改正でございます。1ヶ月分だけを70%カットにするという事でございます。これ20%につきましては148千円のカットということでございます。

次に議案第3号をお願い致します。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由は書いてあるとおりでございます。今現在、職員の年次有給休暇20日を与えておりますが、その算定の期間というのが、1月1日から12月31日までの暦年でしております。これを年度に変更するものでございます。4月1日から3月31日という事で変更をお願いしたいと思います。条例の第12条、新旧対照表を見てもらって分かると思いますけれども、それぞれ一の年につきましては一の年度を、全て度を付けていきます。当該年は当該年度、その年はその年度、当該年の前年は当該年度の前年度。

裏面につきましては、当該年の翌年を当該年度の翌年度ということで、全ての処理を4月1日から3月31日の年度で処理をお願いしたいということでございます。それと今回、今現在20日を与えられて今のところ年でしておりますけれども、平成26年度につきましては4月からまた新たな切替となりますけれども、附則の経過措置というところで書いてありますとおり、4月1日から施行はしますけれども、既に平成26年には20日を与えられておりますが、これは年度に切り替わるという事で、平成27年の3月まで約15ヶ月間を今回は経過しなければなりません。なので、来年度27年の1月から3月の3ヵ月分、これについては今の20日に加えて5日を追加しなければなりません。25日を4月以降付与するという事になると思います。併せまして、附則の経過措置の下の行の方に書いてありますように25日与えるけれども、26年1月1日から3月31日今現在経過しております3ヵ月の間に使用した年休は、それを差し引いた日を年次有給休暇としますということでございます。以上よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行ないます。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

議案第2号についてお尋ねをしますが、この責任というのは町長一人お取りになるのでしょうか。お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは私だけ責任を取ることに致しております。

○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

といいますのは、条例が出た背景、職員、OBにも寄附の依頼があっているのを聞いたものですから。私もOBでそういう出来ない立場であります、このへん議会が当然認めて一般会計支出やむなしと議決をしたのですよね、前回。一般財源から持ち出し議決をしていると思うのですが。この点について町長がなぜ道義的責任であれ、もう 50%も削減されておって、そしてまた 20%というのは、50%も削減されてから当然責任はとった形になっていると思うのですが最初から。だから私が申し上げたいのは、トップがそれだけ責任が重大であるっていうのは、本来なら 740 千円の給料ですので。それだけの責任が有るという事なのですよね。正直もしあったときにはトップの責任だから。歴代のトップ、そういう感じの方の責任はどうなるのですか。現職の時だけの責任になるのですか。お尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは条例と若干外れますけれども、これは前町長、元町長ですか。にもそれなりのお願いは致しております。ここで明確には答えられませんけれども、それはお願いいたしております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私がお聞きするのは、もう町長 50%も削減されているのですよ。またなんで 20%もここで条例を上げなければいけなかったのかという真意を最後にお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が町長に立候補を致しました時から 50%という事でマニフェストにしておりますので、私はそれが締約だと思っております。従いまして今回の不祥事につきましては、非常にあってはいけないことでございます。17 年間もそういう間違いを放置していたということ、それに気づかなかった事。もちろん私だけがこういう形に取ったわけでございますけれども、町民の皆さんにどういうけりをつけるのかという事で、確かに条例として上げるのが妥当かなと思ひまして 20%カットでお願いします。いわゆる皆さん方に、私が私の給料も税金で貰っておりますので、そこの自覚を改めること。そういう

事を含めまして、職員を代表して責任を取らせていただくという事で、道義的責任という事で今回お願い致しております。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今岡田議員から質問があったように、半分減らした上に更に 2 割をカットされたという事で、町長なりの責任の取り方をなされているのではないかという事ではありますが、これは多分利子の分に相当します、付加金ですか 2,600 千円の方に手当の一部となると思うのですけれども、先程岡田議員からありましたように歴代の O B にも寄附、又先程話もありました歴代の町長にも協力をお願いされたということですから、その集まったお金はどういう風な処理をされるのかですね、この町長の 140 千円いくらかと合わせて。また、現職の職員、また O B 職員からの寄附はどういう風な取扱いをされてどういう風な処理をされるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この処理は財政調整基金に積み増しをしようかと考えております。

○議長（森敏則君）

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

それでは単なる寄附行為とか雑収入で上げないで、基金に積み立てをされるというような答弁なのですから、大体现状でどのくらい、失礼ですけど、集まっているんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一般会計を通します。いきなり財調基金というのは、会計を通さないといけませんので当然歳入は雑収入で上げます。いえ、すみません。寄附金で上げます。寄附金で上げて財政調整基金の方にいこうかと思っております。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 4 時 24 分）

再 開（午後 4 時 24 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。寄附金を集めた金額。

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今現在、町長からありますように一応寄附金で受け入れております。歳入でおきますが、それについては今現在、補正第4号でしたときは約130千円。財政基金取り崩しの形になっておりますので、寄附で持っていた分を財政調整に繰り戻すとなりますので、その操作をしたいと思います。2月3日に發文依頼等を発しまして3月31日までという事をお願いをしております。OB、職員含めまして126名に対しましてお願いをしました。現在3月6日先週末現在で1,600千円ほど集まっております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第2号、議案第3号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第2号、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第2号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 3 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 9、議案第 4 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 4 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例。提案の理由と致しまして少子化が進行する中、子どもを持つ世帯の持ち家奨励金を増額することで子育て世帯への支援を強化し、少子化対策と本町への定住促進、人口減少の抑制に寄与するため本案を提出するものでございます。詳細につきましてはまちづくり課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

議案第 4 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。提案の理由につきましては、子どもを持つ世帯の持ち家奨励金を増額することで、子育て世帯の支援を強化するという事でございます。条例の改正文を見て頂きたいと思いますが別表中、高校生以下の児童・生徒が同居する世帯の場合の 1 人につき加算金 50 千円を、同じく 1 人につき 100 千円に上げております。附則につきまして公布の日から施行し、平成 26 年の 4 月 1 日以降の交付申請から適用するでございまして。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

この定住促進の補助金といいますか、これにつきましては昨年の 6 月までは 3 年間は 1 人当たり 100 千円でした。昨年の 7 月から半額の 50 千円になったわけでございますね。それが今年の 3 月まで続いて、今度また 100 千円に戻るということでございますので、ちょっと変化が激しいですね。ただでさえ町民への告知がなかなか足りてないという状況の中で、又、50 千円が 100 千円になるということでございますので。この前も強く要望をしましたがけれども、又、元に戻ったという事で、町民の皆さんの告知は充分に心がけていただきたいと。町民の皆さんも 100 千円が 50 千円になり、50 千円が 100 千

円なり、ちょっと戸惑っておられる部分があるのではないかと考えておりますので、こういったものの告知については充分して頂きたいというふうに思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今回議会にお願いしまして、議会の方で可決していただければ、町民の方にも対象はどっちかといいますと、これは町外の方に定住促進でございますので、町外の方に発信していきますので、それでそれなりにアップしたという事で宣伝していこうと考えております。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

この条例はできてから昨年度 50 千円を含めて、各々の 100 千円のとくと 50 千円のとくと何件くらいあったのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

22 年に条例されまして、22 年度に 1 件、23 年度に 4 件、24 年度に 11 件、25 年度に 9 件、今現在交付対象にしております。全部で 25 件でございます。内 7 月以降に今回修正があった分については 1 件ございまして、24 件の分が以前の 3 年間での中での申請でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております、議案第 4 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 4 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第4号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）

日程第11 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）

日程第12 議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）

日程第13 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）

日程第14 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）

○議長（森敏則君）

次に日程第10、議案第5号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）。日程第11、議案第6号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）。日程第12、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）。日程第13、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）。日程第14、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）。以上5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第5号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）でございます。提案の理由と致しまして、当辺地地区において統合簡易水道事業を実施することにより、生活水の安定供給と衛生的な農村生活環境の維持向

上を図るために提案するものでございます。詳細につきましては、財政管財課長に説明させます。

次に議案第 6 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）。提案の理由は、当辺地地区において統合簡易水道事業を実施することにより、生活水の安定供給と衛生的な農村生活環境の維持向上を図るためでございます。

次に議案第 7 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）。提案理由は、先程と同じでございます。

議案第 8 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）でございます。提案理由も先程と同じでございます。

次に第 9 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）。提案理由も同じでございます。詳細につきましてはいずれも財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

それでは議案第 5 号から第 9 号までの議案についてご説明を致します。新年度以降に計画を致しております、統合簡易水道事業につきまして、まず中尾簡水を拠点として太ノ浦簡水、坂本簡水を統合整備する計画案。それと里簡水を拠点として、才貫田飲料施設を統合する計画案。それから中岳簡水及び蕪簡水を拠点として、千綿簡水、木場簡水、それから一ツ石飲料水供給施設を統合する 3 つの計画案でございまして、この内辺地地域を対象としまして、統合する中で事業費の一部について辺地債を活用するため、それぞれの適正計画を策定する必要があります。

議案第 5 号ですが、中尾地区の適正計画案につきまして、1 番の辺地の概況を（1）から（3）までで示しております。2 番と致しまして、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、中尾地区既存の簡易水道施設が湧水水源の枯渇等の維持管理。それから経営面で脆弱性を有しているため、地理的条件を考慮し連絡可能な水道施設を統合し、一元的、合理的な管理運営の一体化を図るとしています。

3 番目の公共施設の整備期間は新年度から平成 28 年度までの 3 年間でございます。

事業につきましては、中尾簡水の水源を削ると致しまして、坂本簡水、太ノ浦簡水を統合して給水区域とするための水源井、取水ポンプ更新とか、或いは連絡するための布設工事が主体と思います。中尾簡水の統合水道に係る県との事前協議時点のトータルの事業費が 259,066 千円でございます。図面には書いておりませんが、辺地債につきましては坂本簡水が対象外のため、水道統計による 3 地区を累計した定着

人口に占める中尾、太ノ浦地区のそれぞれの人口の割合で、按分した額を対象とされます。従いまして、中尾地区がトータルの 37%を占めておりまして、先程の事業費にかけまして、事業費が 96,704 千円となります。財源内訳の国庫補助金が 3 分の 1 でございまして、これを除く一般財源、64,400 千円が辺地債の予定額でございします。尚、カッコ内の 657,893 千円は全体の統合整備事業費の合計額で以下同文でございします。

次に議案第 6 号は太ノ浦地区の辺地債の計画案でございします。1 番の辺地概況の内、辺地度点数は 120 点でございします。2 の公共的施設の整備を必要とする事情でございしますが、それに平似田太ノ浦線の道路改良事業のための道路整備につきましては策定済みでございまして、今回は簡易水道を追加するための変更協議ということになります。議案第 5 号で説明しましたように、中尾簡水を拠点と致しまして統合整備となりますので、事業費については、先程申しました事業費に充当按分でいきますと、11%で先程の額にかけていただく額が 28,190 千円になりまして、財源の内訳の国庫補助金を除く一般財源 18,700 千円が辺地債の予定額でございします。

次に議案第 7 号でございします。中岳地区の辺地整備計画案でございします。辺地概況の内、辺地度点数が 143 点。2 の公共施設の整備を必要とする理由も中尾地区と同様でございしますので省略を致します。3 番の公共的施設の整備計画期間は新年度から平成 28 年度までの 3 年間でございします。事業費につきましては、中岳、蕪地区を拠点と致しまして、木場、一ツ石、千綿簡水を統合するトータルな事業費が現時点で 257,349 千円です。この内、中岳地区の給水人口の割合が全体の 4.5%でありまして、これをかけますと、11,555 千円となります。財源内訳の国庫補助金を除く一般財源は 7,700 千円が辺地債の予定額という事でございします。

次に議案第 8 号は蕪地区の給水計画案でございしますが、辺地概況のうち辺地度点数が 132 点、2 番の公共施設の整備を必要とする事情は中岳同様であります。それから 3 番目の公共施設の整備計画期間は新年度から平成 28 年度の 3 年間でございします。事業費につきましては、中岳辺地同様トータルの事業費が 257,349 千円でございします。蕪地区の給水人口の割合が全体の 4.3%でありまして、これをかけますと 11,149 千円となります。財源内訳の国庫補助金を除く一般財源で 7,400 千円が辺地債の予定額となります。

次に議案第 9 号は一ツ石地区の統合整備計画案でございしますが、1 番の辺地の概況の内、辺地度点数は 115 点であります。2 の公共的施設の整備を必要とする事情が、既に里一ツ石線の道路改良事業のため道路整備については策定済みでございまして、今回は簡易水道事業を追加するための変更協議という事になります。事業費につきましては、中岳地区、中岳辺地同様トータルの事業費が 257,349 千円でございまして、一ツ石の給水人口の割合が全体の 3.3%になりまして、これをかけますと 8,615 千円

となります。財源内訳の国庫補助金を除く一般財源は 5,700 千円が辺地債の予定額となります。以上でございます。

○議長（森敏則君）

これより一括して質疑を受けます。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。ありませんか。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

2 点程お伺いします。議案は何処でもいいのですけれども、一ツ石でいきましょうか、一番最後の、議案 9 号。この中に簡水と道路事業が入っておりまして、もう 1 回説明を頂きたいと思うのですけれども。事業費のトータルは 657,000 千円、その内特定財源が 219,000 千円、一般財源の持ち出が 438,000 千円と辺地債となっておりますが、これ大体 67% ぐらい一般財源ですよ。そしてこの辺地債の 103,000 千円、これに対する交付税措置なんか何% ぐらいになっていますか。それを鑑みて、いつも聞きますように真水の部分の町単の持ち出しは事業費の何% ぐらいになるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補助は 3 分の 1 でございますので、残りの 3 分の 2 ありまして、辺地債が 50% の 80% 充当ですので、20% 残りですね一般財源が。そして後簡水債も 100%。辺地債 100% 充当ですから、そのまま一般財源ではありません。端数ですね。だから簡水もでしょう。簡水も 100% 充当ですので、100 千円の端数がでるだけでございます。とりあえずはですね。そういうことです。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

最終的な質問の最後に言いました真水の部分での町単事業費は全体の何% の持ち出しになるのか。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 4 時 45 分）

再 開（午後 4 時 45 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

辺地地区全体が 156, 203 千円ですので、一般財源が 245 千円になります。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

それでは 2 つ目の質問です。今回辺地債を利用した、要するに簡水の布設替えということでもいいと思んですけれども、その他の地区、辺地債の対象にならない地区の、同じような時期に簡水の布設事業を行われたと思うのですけれども、そういうところの布設替えの予定はどういう風になっているのかをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の地区以外は木場地区と千綿簡水ですね。これ 2 つがあがっております。内容につきましては、水道課長の方から説明をさせます。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

この統合事業につきましては、老朽管というよりも統合すると、水源が湧水地区でありますけれども、それを、地下水を主体にするという事がメインになります。それから老朽管につきましては耐用年数を過ぎている地区がございますので、26 年度から 28 年度にかけて約 650, 000 千円かけまして町内、まず彼杵地区で言いますと法音寺地区ですね。それから千綿地区の瀬戸、平似田地区それと八反田地区ですね。後、太ノ浦地区の老朽管も予定をしております。里はまだ耐用年数に過ぎておりませんので、里は今回予定額には入っておりません。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

その辺地債以外の地区の事業の完了も大体 3 年ぐらいで考えられているのですか。28 年度以内で完成するという事でよろしゅうございますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは補助事業が公営企業に変わる関係で、28 年度までに決定という事でございます。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第5号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第6号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 8 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 9 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）は原案のとおり可決されました。

ここで予めお知らせを致します。本日の会議は予め延長を致します。

日程第 15 議案第 10 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 15、議案第 10 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 10 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）。歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ 118,167 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,665,769 千円とするものでございます。提案の理由は今回の補正予算は歳出では決算見込による減額が主であります、国の補正予算に関連した補助事業であります、漁港機能診断・保全計画作成業務委託料 20,200 千円のほか、彼杵小学校電波障害テレビ共聴施設撤去等工事 4,000 千円及び工場等設置奨励補助金 2,535 千円などの追加計上も行っております。

歳入につきましては、一般財源で法人税割など町税 15,920 千円の追加計上を行い、財政調整基金繰入金 40,599 千円減額と致します。また、特定財源では県支出金が農業費県補助金の決算見込などにより 33,146 千円の減となり、町債、繰入金においても普通建設事業の決算見込などによる減額を行っております。

なお、町道改良事業、その他の普通建設事業費などにかかる繰越明許費の計上、債務負担行為補正及び地方債補正も併せて行っております。

内容につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 10 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）について補足して説明致します。25 ページをお願い致します。歳出でございます。2 款 1 項 5 目の財産管理費でございますが、千綿駅展望台と舗装工事費につきましては全体の事業計画を再検討とするために、今年度は事業を見送る事としたための減額でございます。それから 15 節が同じく庁舎外壁改修工事につきましては、入札執行による減額でございます。それから 7 目の企画費の 8 節の報償費につきましては、まちづくり並びに地方消費者行政活性化事業につきましては、県からの講師派遣となりまして不用という事になりました。9 節以降の物件費につきましても、移住交流事業の実績減、同じく地方消費者行政活性化事業費の県費内示額の減によりまして機材購入費等の不用額が生じたものでございます。10 目の電子計算費につきましては、イントラネットの再構築によりまして情報系、基幹系がそれぞれ統合された事によりまして、通信費用が削減されたという事でございます。13 節につきましては、87 千円ということで追加ですが、これは契約業務の繰越によりまして、消費税率の改定に伴うものでございます。それから 11 目、地域づくり推進事業費につきましては、地域おこし協力隊の中途採用によりまして人件費などに不用額が生じたものが主でございます。それから 12 目の企業誘致対策事業費につきまして、19 節が大垣精工株式会社の生産施設等整備に対する東彼杵町工場等設置奨励補助金の計上でございます。13 目は公共交通事業費、J R 九州バスの運行経費の決算額に対する補填と致しまして 701 千円でございます。

それから飛びまして、31 ページをお願い致します。4 款 3 項 1 目、公害対策費。これは合併浄化槽の設置基数の実績による減額ということでございます。

32 ページの 6 款 1 項 3 目、農業振興費につきましては、13 節が農業振興地域整備計画の事業内容の見直しによる減額、それから 16 節は事業内容が採択要件、費用対効果をクリアできないということで削減ということでありました。19 節は青年就農給付金事業費補助金については、事業実績による減。以上補助金につきましても事業採択ポイント数の不足、あるいは事業内容の変更、又入札執行による事業費の変更等による減額となっております。

それから 33 ページの 6 款 3 項 3 目、水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、今回の国の補正予算に基づく事業費で、漁港施設の長寿命化のための外郭施設等の機能診断・保全計画作成業務の新規計上でございます。

34 ページに 7 款 1 項 4 目、道の駅管理費につきましては、15 節が物産館内装の制限に伴います天井材の変更による事業費の追加という事で 1,133 千円。

それから 35 ページ、8 款 2 項 4 目、大野原高原線道路改良事業費につきましては交付金の割当てが 6,400 千円減額しまして、詳細設計業務委託料の減額という事でございます。

37 ページの 8 款 6 項 1 目、住宅管理費につきましても、いずれも入札執行、並びに実績減により事業費に不用額が生じたものでございます。

それから 39 ページの 8 款 8 項 1 目、町道里一ツ石線改良事業費につきましては、今年度 50,000 千円事業費の要求を致しておりましたが、辺地債対策事業費の割当ての減による実施事業費の減額という事でございます。

それから 40 ページの 9 款 1 項 1 目、常備消防費につきましては、広域圏市町村消防の事業執行残並びに人件費の減額という事でございます。それから 3 目の消防施設費については、修繕費が分団での直営施工となりまして、不用額が生じたものでございます。それから 15 節、18 節いずれも入札執行による不用額でございます。

41 ページにつきまして、10 款 2 項 1 目、学校管理費については、彼杵小学校のビル陰等に伴います受信障害共聴施設のうち、国道から上は戸別で、単独で、デジタル電波の受信が可能という調査結果となりましたので、今回、共聴施設等の撤去工事を計上しているものでございます。

43 ページをお願い致します。10 款 5 項 4 目、文化ホール費につきましては、一番大きいのが工事請負費でございまして、入札執行による減額という事で舞台機構電動吊物修繕工事費を減額致しております。

それから 44 ページの 10 款 6 項 2 目、体育施設費につきましては、委託料の内、彼杵児童体育館の耐震診断設計費は入札による不用額が生じたという事でございます。15 節、これは国庫補助を利用しまして、耐震補強工事と同時に施工した方が経費節減になるだろうという事で今回は減額を致しております。

それから 10 ページをお願い致します。歳入につきまして、1 款 1 項、町民税、これはいずれも収納実績による計上でございます。それから同じく 1 款 2 項 1 目の固定資産税も収納実績による追加計上となっております。それから 12 ページの 1 款 3 項 1 目、軽自動車税、収納実績による計上。

それから飛びまして、14 ページ 11 款、地方交付税につきましては、今回の国の補正予算によりまして調整率が復元されたものでございまして、1,798 千円の追加計上でございます。それから飛びまして、16 ページをお願い致します。

15 款 2 項 2 目、衛生費国庫補助金につきましては、合併浄化槽の設置基数の実績による減額となりました。3 目の土木費国庫補助金につきましても、大野原高原線の交付金割当て減。それから新白井川団地の外壁補修工事の実績による減でございます。

それから 18 ページに 16 款 2 項 1 目、総務費県補助金につきましては、地方消費者行政が内示額の減。地域おこし協力隊につきましては実績減でございます。4 目の農林水産業費県補助金につきましては、農業補助金が構造改善加速化支援事業は事業採択ポイント不足による事業量の減額。以下入札執行の実績による減額。4 目 3 節、水産業費補助金につきましては、今回の国の補正による漁港の長寿命化対策経費の 2 分の 1 という事で 9,600 千円の計上でございます。

それから 21 ページの 17 款 2 項 1 目の不動産売払収入につきましては、登記所土地の売払収入と致しまして 5,793 千円。

それから 22 ページ、19 款 1 項 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、一般財源による追加のために財源調整を致しております。ふるさと創生につきましては、住宅費の減額、道の駅増額でプラスマイナス 11,931 千円。教育文化につきましては、文化ホール舞台機構電動吊物、彼杵児童体育館耐震補強の減額という事で△9,262 千円。

それから 24 ページ、22 款 1 項 1 目、土木債につきましては、大野原高原線が交付金割当て減に伴います地方負担額の減少という事で、公共事業債の減。それから里一ツ石線は、公共対策債の割り当てによる事業費の減。3 目、消防債につきましては、小型動力ポンプの交付の実績による減。それから 2 節につきましては、消防防災無線通信施設の実績減でございます。

それから 5 ページの第 2 表の繰越明許費でございます。それぞれ理由を申し上げます。2 款 1 項、子ども・子育て支援システム開発業務委託料につきましては、子ども・子育て支援法の施行に際しまして、幼稚園、保育所の公費負担の仕組みを一本化するためのシステム開発でございまして、国の仕様が示されたのが、平成 25 年 10 月にずれ込みまして、当初 4 月に予定していた着工が半年以上遅れるという不測の事態が生じまして、開発が 25 年度内に間に合わなくなったという事でございます。まちづくり支援事業につきましては、自由演奏会 in ひがしそのぎ東彼杵主催の自由演奏会におきまして、核となる演奏者の数名につきまして出演者の諸事情によりまして、当初 3 月に予定をいたしておりましたが、3 月の参加が不可能という事になりまして、事業実施が 4 月にずれ込んだという事でございます。

4 款の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、今回の国の補正に伴います公共下水道事業の繰越に係るものでございます。

6 款の 1 項、施設園芸育成対策事業補助金につきましては、25 年 9 月に補正を致しまして保全農家の選定を行いました。公募の期間を長めに取ったことなどによりまして、モデル事業に用いるハウス資材について、需要過多による調達困難で搬入に不測の日数を要したという事で繰越という事になりました。それから林業専用道路白土線新設事業につきましては、支線について山腹に岩盤や転石の露出があったという事と、本線の終末付近については縦断がきつく、路線の変更及び測量ゴリラヒソカお前の設計に不測の日数を生じたためでございます。里漁港の泊地浚渫につきましては、浚渫後の土砂を排水するためのヤードの選定に不測の日数を生じたという事でございます。それから水産物供給基盤機能保全事業につきましては、国の補正予算に基づく年度末の割当てとなったということでございます。

道の駅増築事業につきましては、建築基準法施行令に基づく天井材の材料使用が必要になったという事で、工種の追加が必要になったためでございます。それから道路橋梁維持・新設改良事業につきましては、道路ストック総点検業務が、当初計画では付属点

検及び構造物点検の２業務のみであったのが、国交省との協議によりまして、これに加えて路面正常化点検業務を前倒しで行うよう計画変更を行ったため、年度内執行が困難という事でございます。江頭線でございますが、4,000千円あります。隣接者である国交省及びＪＲとの協議に不測の日数が生じたためでございます。

それから木場本線の瀬滝工区に12,000千円というのがありまして、これは地権者との立木補償等の交渉が難航した事に加えて、型枠業者とコンクリート製品が全国的に需要過多であるという不測の事態が生じたためでございます。

それから道路橋梁改良工事費と致しまして、7,000千円あります。これも同じくコンクリート資材の全国的な需要過多という不測の事態が生じ、現場搬入が遅れる見込みで、年度内完成が困難という事でございます。それからもう一つ、赤木幹線の修正設計があります。これは東そのぎインターチェンジ付近で、隣接の西日本高速道路株式会社との設計協議の必要が生じたため、これに不測の日数を要するという事でございます。木場本線につきましては、2号橋の上部工橋桁の製作につきまして、型枠業者及びコンクリート製品が全国的に需要過多であるため業者との調整、製品の搬入に不測の日数を要したという事でございます。大野原高原線につきましては、法音寺工区の測量でございます。川内入り口の国道との交差点改良箇所近傍の宅地所有者との交渉が難航しまして、路線の選定が必要になったという事でございます。同じく坂本工区につきましても、広域農道との交差点改良を行い、計画変更にあたりまして、一部地権者と協議が難航し、不測の日数を要したという事でございます。それから庵の谷排水路改修工事が国の経済対策に伴います公共工事の超過によりまして、工事用資材が需要過多の状態で、不測の日数を要して年度内の搬入が不可能であるという事でございます。河川の浚渫工事につきましては、駄竹伐採を地元で行う計画にしておりましたが、調整が難航しまして、伐採が26年1月になったこと、又浚渫に伴う汚濁について、周辺農家と調整に不測の日数を要したためでございます。公共下水道事業特別会計繰出金については、今回の国の補正予算につきまして年度末の割当てになったという事で、年度内完成が見込めないという事でございます。それから平似田太ノ浦線改良事業につきましては、用地買収において相続に係る関係者間との調整が必要な土地がありまして、年度内の用地買収が困難という事でございます。里一ツ石線改良事業につきましては、資材調達に難航によるものが大きな理由でございます。同じく町道遠目中央線につきましても、1号橋下部工設置工事におきまして推定岩盤線が当初の予測と異なっていたため、予定の工期が大幅に遅れ、上部工の年度内完成が困難という事でございます。

彼杵小学校電波障害テレビ共聴施設撤去等工事につきましては、彼杵小建設時に設置したテレビ受信障害用の共聴設備につきまして、現在地デジ放送開始によりほとんどの所で障害が解消されているという事、並びに町有地に利用する必要がありまして施設の撤去が必要でありまして、方針決定まで不測の日数を要したというのが理由でございます。

次に第3表、債務負担行為補正でございます。6ページをお願い致します。町営バス運行業務委託料につきましては、新年度当初4月1日に旧年度から連続して履行する必要がありまして、旧年度中に契約準備事務を済ませるための設定でございます。今回の予定の49,000千円を限度額として設定を致しております。それから以下の3つにつきましては、いずれも今回の消費税率の改正に伴う限度額の増加でございます。

それから第4表、地方債補正でございます。7ページをお願い致します。先程歳入で減額しました道路橋梁整備、大野原高原線、それから辺地対策は、里一ツ石線。防災基盤は防火水槽、小型動力ポンプ。それから消防防災無線通信施設整備でございます。事業費割当ては辺地債の割当て減、入札執行残によります補正予算の減額でございます。詳細につきましては省略をさせていただきます。第1表、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては積み上げでございますので説明を省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

町長に一点お尋ねをしたいのですが、25ページ5目の財産管理費の中でですよ、委託料、今回減額になっていきますよね。これは補正ですよ、千綿駅の展望台という事で、議会も充分審議をして上げたのに減額した理由。補正の意味は町長も充分分かっておられるかと思いますが、緊急でしなければならないのが補正ですから。それでなぜここで、今減額をしなければならなかったのか、この一点だけ町長のお考えをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

9月に上げて3月に補正というのは大変あれなのですけれども、まず9月に上げた時には早急に展望台を作ってスペースを作ろうという事で、あまり触りたくなかったのですけれども、スペースを作って、皆さん方がお茶を飲めるようなスペースを作ろうという気持ちで設計を考えておりました。ところが景観保全になって、県の方からお出でになる。それから町の方でも、まちづくり会って言いますか、千綿駅に限って特化してワークショップをしました。そしたら参加された皆さん辺りが「どうしても千綿駅はあんまり触ってもらっては困ると、そのままだいいのじゃないか」という事であったものですから、もう断念しようと、暫く様子を見ようという事で今回。それが分かったのが2月13日にワークショップをしまして、その意見でもそういう反対意見があるし、それから秋ごろ、上げて直ぐですね、まもなく10月ぐらい県から来られて、県の委員さん辺りも来られて、よく聞いてみたらどうしても触らないほうがいいのではないかというアドバイスをもらいました。そこら辺で検討を重ねまして、どうしてもそういう事を

もう少し熟慮してから上げた方が良かったなと反省を致しております。そういう事で今回使用しないということで、再検討ということで減額を致しております。

○議長（森敏則君）

他に。1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

33 ページ、農林水産業ですね、今回年度末になって、補正で急遽補正予算にされていきますけれども、今回 3 漁港の機能診断と保全計画作成業務委託では、これ将来に向けて何か 3 漁港の中で、どうしても事業が何かをしなければならないという計画があつての業務計画なのですか。ちょっとそのへんをお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは国の 25 年度の補正予算で最近付いたわけでございますけれども、漁港施設の長寿命化ということで、外郭施設に限って今回この補正を上げております。それから 26 年度の本予算でも今度は外郭以外の漁港の施設、物揚場とか、そういう診断も併せて上げておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 10 号は総務厚生常任委員会に付託します。

17 時を回りまして皆様お疲れと思いますので、日程が 15 まで進みましたが、ここでお諮りをさせていただきます。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。お疲れ様でした。

延 会（午後 5 時 20 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 樋口 庄次郎

署名議員 岡田 伊一郎